

第60回神河町議会定例会に提出された議案

○町長提出議案

- 報告第6号 平成25年度(第16期)株式会社神崎フード経営状況報告の件
- 報告第7号 平成25年度(第18期)株式会社グリーンエコー経営状況報告の件
- 報告第8号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件
- 報告第9号 平成25年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告の件
- 第62号議案 神河町保育の必要性の認定に関する条例制定の件
- 第63号議案 神河町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例制定の件
- 第64号議案 神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件
- 第65号議案 神河町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件
- 第66号議案 神河町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例制定の件
- 第67号議案 神河町学童保育クラブ設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第68号議案 平成25年度神河町水道事業会計資本剰余金の処分の件
- 第69号議案 平成25年度公立神崎総合病院事業会計資本剰余金の処分の件
- 第70号議案 平成26年度神河町一般会計補正予算(第3号)
- 第71号議案 平成26年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算(第2号)
- 第72号議案 平成26年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 第73号議案 平成26年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- 第74号議案 平成26年度神河町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 第75号議案 平成26年度神河町土地開発事業特別会計補正予算(第1号)
- 第76号議案 平成26年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算(第2号)
- 第77号議案 平成26年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算(第2号)
- 第78号議案 平成26年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算(第1号)
- 第79号議案 平成25年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件
- 第80号議案 平成25年度神河町介護療育支援事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第81号議案 平成25年度神河町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第82号議案 平成25年度神河町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第83号議案 平成25年度神河町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第84号議案 平成25年度神河町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件

- 第 8 5 号議案 平成 2 5 年度神河町老人訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定の件
第 8 6 号議案 平成 2 5 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算認定の
件
第 8 7 号議案 平成 2 5 年度神河町寺前地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
第 8 8 号議案 平成 2 5 年度神河町長谷地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
第 8 9 号議案 平成 2 5 年度神河町水道事業会計決算認定の件
第 9 0 号議案 平成 2 5 年度神河町下水道事業会計決算認定の件
第 9 1 号議案 平成 2 5 年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件
第 9 2 号議案 神河町地域優良賃貸住宅建築工事請負契約の件
第 9 3 号議案 平成 2 6 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 2 号）

○議会提出議案

- 請願第 1 号 手話言語法制定を求める意見書の提出に関する請願
発議第 3 号 手話言語法制定を求める意見書

神河町告示第80号

第60回神河町議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年 8月27日

神河町長 山 名 宗 悟

1 期 日 平成26年 9月 2日

2 場 所 神河町役場 議場

○開会日に応招した議員

藤 原 裕 和

藤 原 日 順

山 下 皓 司

宮 永 肇

藤 原 資 広

廣 納 良 幸

小 寺 俊 輔

松 山 陽 子

三 谷 克 巳

小 林 和 男

藤 森 正 晴

安 部 重 助

○応招しなかった議員

な し

平成26年 第60回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第1日）

平成26年 9月2日（火曜日）

議事日程（第1号）

平成26年 9月2日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第6号 平成25年度（第16期）株式会社神崎フード経営状況報告の件
- 日程第5 報告第7号 平成25年度（第18期）株式会社グリーンエコー経営状況報告の件
- 日程第6 報告第8号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件
- 日程第7 報告第9号 平成25年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告の件
- 日程第8 第62号議案 神河町保育の必要性の認定に関する条例制定の件
第63号議案 神河町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例制定の件
第64号議案 神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件
第65号議案 神河町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件
- 日程第9 第66号議案 神河町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例制定の件
- 日程第10 第67号議案 神河町学童保育クラブ設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第11 第68号議案 平成25年度神河町水道事業会計資本剰余金の処分の件
- 日程第12 第69号議案 平成25年度公立神崎総合病院事業会計資本剰余金の処分の件
- 日程第13 第70号議案 平成26年度神河町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第14 第71号議案 平成26年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 第72号議案 平成26年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 第73号議案 平成26年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 第74号議案 平成26年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 第75号議案 平成26年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 第76号議案 平成26年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 第77号議案 平成26年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）

日程第21	第78号議案	平成26年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第1号）
日程第22	第79号議案	平成25年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件
	第80号議案	平成25年度神河町介護療育支援事業特別会計歳入歳出決算認定の件
	第81号議案	平成25年度神河町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
	第82号議案	平成25年度神河町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件
	第83号議案	平成25年度神河町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
	第84号議案	平成25年度神河町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件
	第85号議案	平成25年度神河町老人訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定の件
	第86号議案	平成25年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算認定の件
	第87号議案	平成25年度神河町寺前地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
	第88号議案	平成25年度神河町長谷地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
	第89号議案	平成25年度神河町水道事業会計決算認定の件
	第90号議案	平成25年度神河町下水道事業会計決算認定の件
	第91号議案	平成25年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件
日程第23	請願第1号	手話言語法制定を求める意見書の提出に関する請願

本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸報告
日程第4	報告第6号 平成25年度（第16期）株式会社神崎フード経営状況報告の件
日程第5	報告第7号 平成25年度（第18期）株式会社グリーンエコー経営状況報告の件
日程第6	報告第8号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件
日程第7	報告第9号 平成25年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告の件
日程第8	第62号議案 神河町保育の必要性の認定に関する条例制定の件
	第63号議案 神河町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例制定の件
	第64号議案 神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

る基準を定める条例制定の件

- 第65号議案 神河町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件
- 日程第9 第66号議案 神河町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例制定の件
- 日程第10 第67号議案 神河町学童保育クラブ設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第11 第68号議案 平成25年度神河町水道事業会計資本剰余金の処分の件
- 日程第12 第69号議案 平成25年度公立神崎総合病院事業会計資本剰余金の処分の件
- 日程第13 第70号議案 平成26年度神河町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第14 第71号議案 平成26年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 第72号議案 平成26年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 第73号議案 平成26年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 第74号議案 平成26年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 第75号議案 平成26年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 第76号議案 平成26年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 第77号議案 平成26年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 第78号議案 平成26年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第1号）

出席議員（12名）

1番 藤原裕和	7番 小寺俊輔
2番 藤原日順	8番 松山陽子
3番 山下皓司	9番 三谷克巳
4番 宮永肇	10番 小林和男
5番 藤原資広	11番 藤森正晴
6番 廣納良幸	12番 安部重助

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 澤田俊一 主査 ————— 楨 良 裕

説明のため出席した者の職氏名

町長	山名宗悟	建設課長	石堂浩一
副町長	細岡重義	建設課参事	藤原龍馬
教育長	澤田博行	地籍課長	坂本康弘
会計管理者兼会計課長	谷口勝則	上下水道課長	橋本三千也
総務課長	前田義人	健康福祉課長兼地域局長	
総務課参事兼財政特命参事			佐古正雄
	太田俊幸	病院事務長	細岡弘之
情報センター所長	村岡悟	病院事務次長兼医事課長	
税務課長	玉田享		浅田譲二
住民生活課長	吉岡嘉宏	病院総務課長兼施設課長	
住民生活課参事兼防災特命参事			藤原秀明
	足立和裕	教育課長	松田隆幸
地域振興課長	野村浩平	教育課参事	藤原良喜
地域振興課参事	小林一三	教育課副課長兼センター所長	
			坂田英之

議長挨拶

○議長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。定例会開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに第60回神河町議会定例会が招集されましたところ、議員各位並びに執行部におかれましては、定刻までに御参集を賜り開会できますことは、町政のため、まことに御同慶にたえません。

ことしの夏は、前半は大変な猛暑でありましたが、8月に入り雨の日が多く、各地で集中豪雨により甚大な被害が多く発生し、多くの方々が被災されております。心よりお見舞いを申し上げます。当地域におきましては、現在のところ被害はございませんが、ただいま台風のシーズンでもあります。いつのときでも危機感を保ちながら、今後の対応に備えなければと思うところであります。

さて、今次定例会に町長より提出されます案件は、後ほど議会運営委員長の報告がありますが、報告、条例制定、条例の一部改正、企業会計の資本剰余金の処分、平成26年度補正予算、平成25年度一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定等、34件であります。いずれも町政にとって重要な案件であります。議員各位には格別の御精励を賜りまして、慎重審議の上、適正妥当な結論が得られ、結果として町民の負託に応えられるよう望みまして開会の挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。議会の開会に当たりまして、私のほうからも一言御挨拶を申し上げます。

ことしの8月は、梅雨を思わせる日も多く、日照不足による農作物への影響も懸念されるところでございますが、ことしも全国各地で局地的豪雨により被害が多数発生をしているわけでございます。とりわけ台風11号、また16日から17日未明にかけての豪雨により丹波市市島町を中心に土石流災害が発生、また、広島市におきましては、20日未明の豪雨によって広範囲に及ぶ土砂崩れ、土石流災害が発生をし、家屋の倒壊初め、多くの死者、行方不明者が出るなど、大惨事に見舞われました。神河町では、兵庫県での特に被害が集中した丹波市市島町への給水支援や、社会福祉協議会によるボランティア支援にも取り組んでいるところでございます。改めて、命を失われた方々に哀悼の意を表しますとともに、被災されました皆様に心からお見舞い申し上げます。そして、一日も早い復旧作業が進みますことを願うところであります。

当町におきましては、現時点での大きな被害はないものの、台風11号を初め16日から17日の豪雨、いずれも紙一重のところではなかったかなというふうに思うところでございます。神河町では現在、住民生活課によります集落ごとに、ごみ減量化の取り組みなどとあわせまして、本年4月に改定をいたしました洪水ハザードマップによる危険箇所の説明と確認に回らせていただいておりますけれども、まずは災害の種類に応じた避難場所の点検、確認によって、命を守る行動を第一に心がけていただくことを切にお願いしているところでございます。

さて、第9回かみかわ夏まつりは、皆様の御協力を得て、神河町ならではの手づくりの夏まつりで、多くの皆様に楽しんでいただきました。花火基金も2,000口を超え、盛大に花火を打ち上げることができたわけでありまして。改めて、お世話いただきました皆様、そしてまた参加いただきました皆様方に心からお礼申し上げたいと思います。

また、人口対策、定住促進の取り組みとして現在進めております若者世帯向け家賃補助につきましては、8月時点で既に27件の受け付けを行っております。また、今月には、新野駅前の低家賃住宅の入札も予定しているわけでございます。都会の方からすれば、田舎には何もないということではなくって、むしろ宝の宝庫だと言っていただくことがよくあるわけでございますが、空き家利活用セミナーには17世帯の方が参加いただきましたし、また、9月20日から23日にかけては、猪篠においてチャレンジショップも開催をする予定としております。人口減少対策が国においても重点課題と位置づけ、人口減少対策の基本理念や組織の運営方針を明記したまち・ひと・しごと創生法案の全容が昨日示されたところでありまして、今後の国の動向に注視していきながら情報を素早くキャッチをし、神河町は乗りおくれることなく対応をしてまいりたいと考えているところでございます。

本日は、第60回神河町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様の御出席を賜り議会が開催されますこと、厚くお礼を申し上げます。

今定例会には、報告4件、条例制定・改正の案件6件、剰余金処分2件、平成26年度補正予算9件、平成25年度各会計の決算認定13件の計34件でございます。議員各位には慎重審議いただきまして、御承認、可決賜りますよう衷心よりお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

午前9時07分開会

○議長（安部 重助君） ただいまから第60回神河町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程に入る前に連絡事項を申し上げます。前田総務課長につきましては、選挙管理委員会定時登録のため、ただいまから約2時間程度、欠席されております。それから、公立神崎総合病院、浅田事務次長兼医事課長におきましては、本日午前中、欠席という届けが出ておりますので御了承願います。

それでは、日程に戻ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安部 重助君） 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長から指名いたします。

7番、小寺俊輔議員、8番、松山陽子議員、以上2名を指名いたします。

○議長（安部 重助君） 次の日程に入る前に、先般開かれまして議会運営委員会の決定事項について委員長から報告を受けます。

藤原日順議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（藤原 日順君） 2番、藤原でございます。それでは、定例議会の議会運営委員会の報告を申し上げます。去る8月28日に議会運営委員会を開催し、本定例会の議事運営について協議し、決定した事項を御報告申し上げます。

まず、会期の日程ですが、本日から9月26日までの25日間と決しております。

町長から提出されます議案は、報告4件、条例の制定及び一部改正6件、企業会計の資本剰余金の処分2件、補正予算9件、神河町一般会計、特別会計、企業会計の決算認定13件、計34件であります。また、請願1件を受理しております。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表のとおりでございます。

本日第1日目とあすの第2日目は提案説明の後に質疑を行い、報告第6号から報告第9号については了承、第62号議案から第69号議案については表決をお願いすることにしております。

第70号議案の一般会計補正予算は、総務文教常任委員会に付託し、審査をお願いします

ることとしております。

第71号議案から第78号議案の特別会計、企業会計補正予算は第7日目の最終日採決としております。

第79号議案から第91号議案の各会計決算認定については、一括して提案説明を受けた後に、清瀬代表監査委員から平成25年度各会計決算について審査の結果を報告していただきます。決算認定に伴う質疑は第3日目と第4日目に行い、設置します決算特別委員会に審査を付託することとしております。なお、決算特別委員会の委員は、議会運営基準第120条の規定により、議長を除く11人を選任することとしております。

請願第1号については、民生福祉常任委員会に付託し、審査をお願いすることとしております。

一般質問につきましては、事前に通知のとおり、通告締め切りを8月25日の午後3時としておりました。通告があった7名の議員より、本会議第5日目の17日と第6日目の18日に行います。

26日の最終日は、委員会に付託しました議案の審査報告の後、表決をお願いすることとしております。

なお、閉会中に陳情書2件を受理しております。議会運営基準第140条、第142条の規定により、その写しを配付しておりますので御確認ください。

最後に、議事の円滑な進行を行うための協議も行いました。執行部をお願いする事項として、議案の提案理由の説明に際して、条例の制定、一部改正等については、(1)上位法に関連するものなのか、町独自のものなのか、2番目に条例制定、改正のポイントとなる理由とその背景、3番目、町民の負担はどう変わるのか、以上の3点を簡潔に説明していただくことを要望いたします。

また、議員各位をお願いする事項として、議案の審議に際しては、最初に、提出議案の本題から外れた質疑は厳に慎むこと、2番目に、常任委員会に審査を付託する議案の質疑については当該委員会以外の議員の質疑を優先することとし、当該委員会所属の議員は付託された委員会で十分に質疑をお願いするということとしております。

以上のとおり、今期定例会の会期日程及び議事日程等について決定し、議長をお願いしております。議員各位には格段の御協力をお願い申し上げます。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

それでは日程に戻ります。

日程第2 会期の決定

○議長（安部 重助君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月26日までの25日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から9月26日までの25日間と決定しました。

日程第3 諸報告

○議長（安部 重助君） 日程第3、諸報告でございます。

監査委員より例月出納検査の監査報告を提示していただいております。お手元にその写しを配付しておりますので、御一読願います。

閉会中の主な事柄については、別紙一覧表として配付しております。

なお、各委員会の閉会中の活動状況については、各委員長より報告をしていただきます。

まず、総務文教常任委員長からお願いいたします。

宮永委員長。

○総務文教常任委員会委員長（宮永 肇君） 4番、宮永でございます。総務文教常任委員会の閉会中における調査、活動の報告をいたします。

まず、現地視察でございます。平成26年7月31日、13時から16時、神河中学校及び寺前小学校を視察いたしました。

まず、神河中学校の視察でございますが、当委員会では、これまで幾度か教育課から報告されている神河中学校における不登校及び不登校気味の生徒について、その実態と対応指導の状況等について強い関心を持っており、委員会のたびごとに質疑を重ねてまいりました。しかし、口頭での報告だけでは判然としない部分も多いことから、生徒各人にとって中学校は義務教育の最終段階であって、これから社会に巣立って自分で生きていくための考え方や人間としての志も醸成していくべき大切な時期でもありますから、当委員会としては曖昧なままでなおざりにはしておけない課題とし、中学校の現場で教育の実務に携わっておられる先生方に直接お会いして実態を確かめたいとの意向のもとに、機会をつくっていただき、この視察が実現したものであります。

まず、視察調査の目的でございます。当日は、時間配分の都合で、下記の今から申します2項に絞っての質疑応答となりました。まず1つ、学校の管理体制と指導について、特にいじめの実態把握と対策など、2つ、問題を抱える子供たちの対策と解決の継続的な仕組みづくりについて、特に不登校、不登校気味の生徒への対応指導などということでございます。

まず、神河中学校の会議室において、学校側から神河中学校の教育実践報告として編集された資料による説明を受け、委員7名と議長、事務局による調査団からの質疑応答を行いました。中学校側の説明者としては、藤原武夫校長から学校の概要と経営方針についての報告、大内正人教頭からいじめ対策の取り組みについての説明、高橋浩之生徒

指導担当から生徒指導の取り組みについての説明、平岡貴子適応教室指導員から適応指導教室の取り組みについての説明を受けました。

視察調査による成果として、中学校側の説明に調査団からの質疑応答で把握できたところの要旨を述べます。

まず、校訓として、自立・錬磨・貢献を掲げ、目指す学校像は「生徒が高い志と誇りを持つ学校作り」とし、目指す生徒像に「優しく」「強く」「伸びやかに」を目標として明記をしております。藤原校長は、基本理念として「自分で考えて、主体的に行動する子ども」というところに育てたいとの心を持たれ、現在就任して3年目になりますが、いい方向に向いてきたというふうに実感しているとの見解でありました。

また、問題を抱える子供たちでは、不登校、不登校気味の生徒があり、その対応指導について、これまで委員会での調査における質疑応答等では、その実態について人員的な報告に終始し、この状況に至った原因や理由、さらにその対応の詳細を説明することがはばかれてきたことから、いわゆる情報量の不足による臆測等でしか議論ができませんでした。

状況改善への対応として、学校へ来ないことへの対症療法としての指導等で、不登校の減員による、人数が減るということによる成果を求めるようなことではなく、生徒各員の症状に合わせた根本的な解決策を講じることで、みずからのこれから先の生き方を考えるような指導や、中学生として課せられている勉学を習得する意欲につながるような指導等への提言や発言を重ねてきましたが、間接的な説明では到底その実態については判然とし得なかったことで、委員会が直接の視察調査するということになりました。

この姿勢に対して、平岡指導員から、適応指導教室の取り組み活動における対応指導について説明を受けましたが、その言葉の端々にあふれる熱意や、かつて適応指導教室でお世話になり、中学校を卒業した子供が学校へ訪ねてきてくれて、立派に都会の生活の中でも自立しているとの報告を受けたことなど、仕事を通じての体験に触れる話を聞くことができまして、これまでの臆測等による指導への姿勢や手法などの懸念が一変して氷解しました。

適応指導教室を学校校舎内に設置している例は少なく、近隣市町村でも指導教室の設置自体が少なく、また設置されている例でも、町なかの社会施設に併設されているようです。神河町においては、中学校校舎内に適応指導教室を設置することで、対応指導中の生徒に自分もみんなと一緒に普通教室で勉強したいとの意欲が見えれば、普通教室に入って一緒に学べるという配慮をしているそうです。子供たちは、ともに学ぶ学校という空気を体感することで、同じ教室内での仲間意識も培えて、学校内で交流することから社会にも適応していけるという希望も見えてくるとの見解で、どんな状況であれ、ひとしく教育を受けることができるという仕組みの中に育っています。また、適応指導をする学校側としても、子供たちの各自で持っている才能の芽をその子供に合わせた環境の中で見出し、育てるという、教育の可能性に挑戦する理想の実現への取り組み

が見えてきたように感じました。

2番目に、寺前小学校の大規模改造対象部分への視察確認ということでございます。

寺前小学校の大規模改造工事について、現地説明を受けました。現場は工事入札前の段階であり、図面等では理解しがたい部分についても、現地での説明を受けて、実際に目で見て確認をすることができましたが、特筆すべき事項等はありませんでした。8月6日に入札が行われて、大規模改造工事の工事概要が確定しましたが、その事業年度は平成26年、27年度の複数年ということになりました。

以上、当日の視察調査は両校とも計画どおりに進行し、予定時間内に終了をいたしました。

次に、委員会の報告でございます。

まず、平成26年8月19日、午前9時より17時50分まで、委員会室において行われました。主たる調査事項として、閉会中の課題として各課に通告した調査事項の進捗状況について報告を受けました。課題はそれぞれ優先順に3項選び、以下に掲示しております。

まず、教育委員会教育課でございますが、課題としては、教育委員会の機能を生かした活動状況について、特に問題把握と対策ということについての調査でございます。これについて、事業目標管理シート、事業執行状況の報告等の説明を受けた後の主な質疑応答でございますが、まず、越知谷幼稚園の新築工事について、竣工引き渡しまでの工程に問題はないのかという質問でございましたが、これに対し、12月までに建築を終えて、1月から旧園舎の取り壊しをする予定であるということで、現在はこのような工程で進めておるということでございました。

また、教育課学校教育係として、課題としては、問題を抱える子供たちの対策と解決への継続的な仕組みづくりについて、先ほど現地視察をした事柄でございます。また、要保護・準要保護児童・生徒世帯の状況分析と対策について、また、幼・小・中学校施設整備事業の進捗状況についてなどでございます。事業目標管理シート、事業執行状況の報告説明を受けましたが、特筆すべき質疑はありませんでした。

教育課社会教育係の課題として、重複施設の維持管理の検討状況について、また、町民温水プールの利用者拡大に向けた各課連携の取り組み状況について、また、福本遺跡の保存活用に向けた全体計画の策定について等でございます。事業目標管理シート、事業執行状況の報告を説明を受けました。特筆する質疑ではなく、担当課長に課題への取り組み姿勢に対する意見としての発言をいたしました。

まず、その論旨は、福本遺跡の保存活用については、山名町長から町行政と地元福本区との協議により、将来に向けた全体計画、つまりランドデザインをつくり上げていただきたいとの方針を示されたことから取り組みが始められたものであります。つまり、ランドデザインという以上、直近の細かな事業を優先するのではなくて、長期にわたる壮大な構想というふうな意味で、例えば100年後の人たちにも継承されるような考

え方などを探るといような論議を重ねていった上で、そのためには直近の問題、課題をどうするのかという協議をするべきではないでしょうか。また、将来における検証も期待するという意味で、時代と工程を含むマスタープラン等がつくれればよいと考えられるような方向に会議を進めていただきたいということで申し述べました。特にこれに対しての御返答はいただいております。

また、地域交流センターの課題でございますが、センターの管理運営状況と課題解決に向けた取り組みについて、また、長期山村留学生の定員確保の取り組みについて、また、プールの利活用についてということで、事業目標管理シート、事業執行状況の報告説明を受けた後の主な質疑応答としては、長期滞在コースの合宿が、農家でのホームステイも経験できて1泊2泊1泊3日となり、30名以上の申し込みが昨年にも続いて人気があるようですが、参加者の構成では町の内外とか県の内外、他県などと区分はできていますかというふうな問いでございましたが、これに対しては、長期コースにはこれまで町内の参加者はほとんどありませんでしたが、5泊6日とか週末の短期1泊2日とかのコースで年々参加者がふえておりますという報告です。長期コースでの内訳では、ことしは東京から1名あり、四国から2名、鳥取から1名、大阪から五、六名で、あとは神戸、姫路からの参加者が主でございましたとの報告であります。

また、交流センターは、スケジュール的にはいっぱいのようなものであるが、採算面では非常に難しいと聞いておるが、事業内容の見直しとかについてはどのように考えているのかという問いがありました。これに対して澤田教育長からのコメントがありました。現状の受け入れ体制については、本当に夏休み期間中は目いっぱいやっておりますので、大変に難しい、厳しい面があることは確かであります。平日については考える余地があると思いますので、検討できると思いますということでございます。また、この施設については、教育的施設ということで、研修施設ということでもあり、これからも利用していきたいと考えておりますし、町内の皆様にも多く利用していただきたいということで、ある程度は収支のことも考えないといけない面もありますが、教育的には大変よい施設なので、町内の子供たちにも還元していきたいと思っております。通学合宿を取り入れたところでもありますので、この間の事情を大切にしていきたいと考えておりますとのことでございます。

次に、給食センターの課題でございますが、給食費の滞納徴収状況について、食器の管理、更新について、食物アレルギーを有する児童・生徒への対応についてなどございました。事業目標管理シート、事業執行状況の報告説明を受けましたが、特筆すべき質疑はございませんでした。

また、公民館の課題でございます。貴重な図書寄贈の受け入れの取り組み状況について、古文書の活用の検討状況について、高齢者大学、公民館教室の有料化の検討状況についてなどでございます。事業目標管理シート、事業執行状況の報告説明を受けましたが、特筆すべき質疑等はございませんでした。

情報センターの課題でございます。CATVの今後の運営方式、あるべき姿の検討状況について、また、視聴率向上に向けた番組編成改善への取り組みについて、また、利用料の滞納徴収状況についてなどでございます。事業目標管理シート、事業執行状況の報告説明を受けたときの主な質疑応答でございますが、まず、インターネットの速度が遅いということで、最近ではNTTに切りかえたという例が多いと聞いているが、実態はどうかという問いでございます。これに対して、粟賀32局にはNTTが入っておりますので、インターネットの速度が遅いことで動画とかが見づらくなる方がNTTに乗りかえられているようですとの報告です。ケーブルテレビでも一時期に150人ほど減ったようでしたが、現在では落ちついておりますとの報告であります。ケーブルテレビを脱退するということではなくインターネットだけの切りかえでありますから、NTTにインターネット料金を払い、ケーブルテレビにも利用料を払うということで、かなり高額の負担になっているとのことでございます。

次に、総務課でございます。課題としては、長期財政計画、平成44年までの財政シミュレーションについて、また、学校跡地利用プロジェクトの取り組みについて、また、ふるさと納税推進の取り組み状況についてなどあります。事業目標管理シート、事業執行状況の報告説明を受けた後の主な質疑応答でございますが、まず、財政シミュレーションについて、20年間で長期的にということであるが、新聞等でも見るが、2040年で人口が減るといふ、こういう中で、人口が減れば交付税も減るといふことで、当然だが、年齢構成も高齢者がどんどんふえていくことになる。その間の事情等も加味した上でのシミュレーションにしているのかとの問いでございます。これに対しては、人口減については、国勢調査の結果による人口推計ということで2040年までの資料が出ているので、それを参考にしております。普通交付税については、5年ごとの国勢調査の人口でそれぞれの金額を打ち出しておりますという報告でございます。また、平成27年度では831人の減で、それ以降、5年ごとに800人程度の減少を見ながら交付税の算定をしているとのことでございます。また、税についても、それぞれの人口減ということで推計をしているとの報告ございました。

会計課の課題でございます。資金収支計画と公金の出納管理状況について、事業目標管理シート、事業執行状況の報告説明を受けました。特筆すべき質疑等はありませんでした。

税務課でございますが、課題としては、収納率向上への取り組み状況について、また、無申告者に対する取り組み状況について、また、口座振替推奨の取り組み状況についてなどございます。事業目標管理シート、事業執行状況の報告説明を受けた後の主な質疑応答でございますが、まず、観光振興の成果として、観光客の入り込みが70万人ぐらいになっているということで、仮に1人当たり1,000円程度の町内での消費ということが7億円程度の経済効果ということになるとの話もあり、その効果は税収としてあらわれているのかどうかというふうな問いでございます。これに対して、具体的な

調査方法等もありませんので、実際に反映されているかどうかについては、今のところではわかりませんというふうな答弁でございました。

以上、各課の課題への取り組み状況と、委員会での主たる質疑応答の一部抜粋で御報告をいたしました。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 御苦労さんでした。

次に、民生福祉常任委員長、お願いいたします。

松山委員長。

○民生福祉常任委員会委員長（松山 陽子君） 民生福祉常任委員長の松山でございます。

閉会中の平成26年7月25日と8月7日に開催しました民生福祉常任委員会について報告させていただきます。

まず、7月25日は、知的障害者施設で香寺町にあります社会福祉法人中播福社会の香翠寮と、福崎の社会福祉法人高岡の里福社会のもちの木園及びたかはしサポートセンターの現地視察を行いました。

香翠寮は昭和55年に開設され、入所を中心とした施設で、建物は古いけれど掃除や整理整頓には気を使われているようでした。ただ、入所しておられる方は6畳の畳の部屋に4人ずつ入っての生活をしておられ、ストレスがあるのではと感じましたが、寮長からは、障害者関係の制度が次々と変わっていく状況の中、今はまだ建物をかえる時期ではないと考えているとの説明がありました。

通所施設のたかはしサポートセンターは、見学のみさせていただきました。

次に、もちの木園は、平成元年に設立された入所を中心とした施設です。ここでは4人部屋と2人部屋があり、各部屋に配置してあるベッドの上が個人のスペースとなっているようでした。意見交換の場では、医療行為の必要な方の受け入れができない、介護保険への移行が難しい、相談支援専門員は問題の丸抱え状態になり大変である、立地条件も含め、障害者福祉、高齢者福祉と医療の連携がとれることが必要であるなど、その他にもいろいろ多くの悩みや意見を聞かせていただきました。しかし、その中で特に行政に求めることは、実態を知ってもらいたいとのことでした。

次に、8月7日の委員会は、執行部からは副町長及び関係課の管理職の方々の出席のもと、事務調査を行いました。なお、委員会資料はお手元に配付していただいておりますので、詳細については割愛させていただきます。主な質疑応答を中心に報告させていただきます。

まず、公立神崎総合病院所管について報告いたします。

病院については、26年度の6月末の業務執行状況を中心に説明を受けました。4月から6月末までの累計の入院患者数は9,075人で、前年度に比べ1,490人減っています。外来患者数は2万9,462人で、前年度に比べ1,015人減っています。入院患者数が減っているのは整形外科が主なものであり、5月、6月は例年の半数となっている状況です。骨折等で入院するような患者さんもなく、お元気であるというのな

らよいのですが、本当の原因は今のところわかっていないとのこと。

6月末現在の予算執行状況については、事業収入は9億2,950万円、事業費支出は7億9,488万円で、差し引きした純利益は1億3,462万円となっています。この純利益は、前年度の同じ時期に比べると5,011万円のマイナスです。患者数が減ったことや、2月からの院外処方になったことも影響しての数字です。

次に、医師の確保対策については、大阪医科大学は、兵庫県からの寄附講座により地域医療学科が開設され、今後そこで養成された医師が神崎総合病院にも派遣される予定である。現在は、病院の不足している内科等に非常勤医師を派遣していただいている状況です。

神戸大学については、3月から病院長に就任された市川町出身の藤澤先生と郡内3町の町長、議長、そして神崎総合病院の院長、事務長とで7月に懇談会を開くことができた。このことは、福崎、市川の町長、議長に神崎総合病院の重要性、必要性を理解していただく第一歩になったと思っている。

兵庫県が神戸大学の近くに地域医療活性化センターを4月に開設しており、それは医師が不足している地域病院に送れる医師を養成するのが目的であり、4年後からその医師が地域に配属されることとなっていく。しかし、センターの運営は厳しいとのことから、幾らかの研究費の支援を今後考えたいと思っているとの報告を受けました。

また、地域包括ケア病棟について、病院の機能自体も国の仕組みにより大きく変わろうとしており、一般急性期後の少し長く入院できる亜急性期病床が9月でなくなります。そのかわりに地域包括ケア病棟をつくっていくことになり、3階南病棟をそれに使うべく準備を行っている状況であるとの説明を受けました。

次に、病院の建てかえ、移転新築について、時間が経過しているが、少しずつでもどちらかの方向には確実に進んでいるのか、また、移転新築になった場合の跡地利用についての考えはとの問いに対し、朝来医療センターの入札金額がわかり、それをもとに財政シミュレーションもしており、今のところは新築の方向で、県とも協議を進めている状況である。しかし、6月の一般質問でもあったように、町長はいろいろと検討して、9月末に結論を出したい方向で進めており、まだ結論ということは出していない。そして、跡地利用については、地域包括ケアシステムや超高齢化社会を考える中で、南館は民間運営のサービスつき高齢者向け住宅、中館は1階に訪問診療、訪問介護、訪問看護など、在宅介護に向けた関係事業所を一緒に入れていきたい、中館2階、3階は、病院の研修医や研修生が宿泊する官舎をつくりたいと考えているとの回答でした。

次に、健康福祉課所管について報告いたします。

障害者の就労支援に関して、町内にA型の事業所をふやしたいとの報告がされた。その内容についての問いに対し、障害者福祉サービスの種類の中で、就労支援にはA型とB型があり、B型とは家内工業のような形で、施設の中で作業をしながら日中生活をするもので、郡内ではたかはしサポートセンターやいちかわ園、ゆめ花館などがB型であ

る。A型とは、就労可能な障害者の方々を訓練し、一般企業に就労させていくということに重きを置いた施設であり、現在、神崎郡内にはA型の事業所はなく、町営の施設整備も難しいことから、健康福祉課としては、既存の介護事業所に事業拡大の方法などで進出してくれないか、施設をつくってもらえないかと願っている状況であるとの回答でした。

次に、障害者の通所事業である日中一時支援について、介護事業所から参入相談があったとのことであるが、その後の動きはどうかとの質問に対し、町内で介護保険事業を行っている事業所が、同じ建物を使って障害者の通所事業に取り組もうと考えておられたが、建物が別でないと県の認可がおりないということから、そういったことが昨日わかった状況である。しかし、条件に合う建物があれば取り組みたいという思いは今も持っておられるので、我々としても施設整備のための協力を求め、引き続き協議を進めていきたいとの回答でした。

次に、事務事業進捗管理シートの手話通訳者及び要約筆記者派遣事業についての改善計画の欄、その欄に、手話通訳者設置事業（手話ができる人を行政に設置する）の実施と書いてあるが、これは健康福祉課の女性嘱託職員のことなのか、そのほかに1名をふやされる予定なのか。また、手話の勉強については健康福祉課だけでなく町職員に広く勧めてはどうかとの問いに対し、職員の設置についてはその女性嘱託職員が手話ができる職員として対応している。手話教室の開催については健康福祉課内の職員には知らせているが、参加については本人の考えに任せることになるかと思う。しかし、全職員への周知については早急に対応していきたいとの回答でした。

健診関係では、胃がんの原因はピロリ菌にあるということがわかっているのだから、がん検査をするよりもピロリ菌検査をして、がんのリスクをゼロにするほうがよいのでは。また、骨粗鬆症については、骨密度が決まる20歳までに骨密度を高める予防としての取り組みを進めるべきではとの意見に対し、神河町は平成24年度からピロリ菌検査は実施しているが、強制できるものでもなく希望者のみとしており、胃がん検診も併用して行うべきと考えている。また、骨粗鬆症の予防については、若いうちに骨密度を高め、骨貯金をしておくことが大切であり、そのための食事療法等の周知も必要と思う。しかし、年齢的に骨貯金ができていない方は骨粗鬆症になる可能性も多いことから、検査も引き続き必要と考えるとの回答でした。

次に、地域局所管について報告します。

コンビニ納税のようなものを考えれば、日曜窓口の負荷が減るのではとの問いに対し、以前、税務課で税金のコンビニ納付について検討したが、プログラムの改造に700万円程度とコンビニに対し1件幾らという手数料を支払う必要もあり、費用対効果としては神河町の納税者数では向いていないと判断したとの回答でした。

次に、住民生活課所管について報告いたします。

クリーンセンターについて、中播北部クリーンセンターの使用期限が29年度までと

なっているが、必ず閉めないといけないものなのか、基本的な考えはとの質問に対し、今のところ、くれさかクリーンセンターの改修工事後、神河町と市川町はごみの量、重さによる委託料を支払う方法で受け入れをお願いしているとの説明を受けました。そのほか、住民生活課には、コンポストのモニター事業の早期実施、寺前駅トイレのにおいの原因調査、母子医療の制度改正に伴う影響についての検討、生活改善申し合わせ事項の再度協議などの取り組みを要請しました。

今後の委員会活動として、引き続き、障害者や高齢者が入所されている、利用されている関係の施設の状況を視察する予定です。

以上で民生福祉常任委員会の報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 御苦労さんでした。

次に、産業建設常任委員長、お願いいたします。

藤原裕和委員長。

○産業建設常任委員会委員長（藤原 裕和君） 1番、藤原でございます。それでは、産業建設常任委員会の閉会中におけます活動の報告をいたします。

去る7月1日に、平成26年度の県道長谷市川線の改良促進議会連絡協議会の総会を開催をいたしております。また、当日には、神河町の比延地内、比延橋付近の歩道ということでございまして、それと市川町の沢地内の踏切等の要望箇所の現地視察も行っております。

次に、8月5日には産業建設常任委員会の所管事務調査を開催いたしましたので、その内容を報告をいたします。

まず、建設課の関係においては、主に橋梁調査結果を委員会に出されまして、これら町道に係ります15メートル以上の橋梁、69あるわけなんですけれども、これらの調査結果の資料、例えば深刻な損傷橋梁一覧表、また管理橋梁一覧表、またその補修内容、また補修額の一覧表等が提示をされまして、この説明を受けました。詳しい説明も受けただんですけれども、委員会の中ではいろいろ意見がございました。この調査結果については、あくまでも目視、目で見たと、そういう結果で、橋の主げたを中心に、下から見て腐食度合い、またひび割れなどの調査項目であります。そして、補修する段階で、これらの強度、そういう部分も、また専門的な調査を行いまして補修していきたいというものであります。

その他、建設課の事業については、この建設課内でいろいろ事業があるんですけれども、課内で鋭意努力されて取り組まれている報告でございました。

次に、地籍課の関係については、地籍課については再調査事業また山林部の地籍調査も事業の進捗が図られていると報告をされております。委員より、地籍課の委託業務についてのこれらの評価で基準はあるのかというような問いがございまして、担当課の答弁では、委託業務を行う測量業者については、いずれも高い技術を持っておられ、これらの評価についてはもちろん検査もいたしており、的確に処理をしているという回答で

ございました。

次に、上下水道課の関係でございます。上水道の特別漏水箇所が多発しておるということで、川上地内の片角線の本管の布設がえ、また、夏場における漏水が多いというこの修繕についての質疑もございました。今後とも漏水箇所の調査を継続し、発見次第、修繕するということでもございました。

また、下水の関係では、前にも述べましたんですけれども、施設更新計画について、これらの下水道施設の統廃合を含むという部分の話もありまして、これらの統廃合を含むことから区域変更や申請なども必要になっており、県との協議の中で手続を進め、最終的な方向性を担当課として出していきたいとの説明でもございました。

次に、地域振興課の地域振興係の関係では、新野駅前町の町有地に建設予定の神河町地域優良賃貸住宅、名称としては新野駅駅前団地のこれらの基本設計の説明を当委員会で受けたところでございます。もちろん、これらの基本設計並びに担当課の説明では、周辺住民との関係者との協議もなされて出された基本設計の説明を受けたんですけれども、委員の中では、新野の町有地の北側に隣接する町道があるんですけれども、そこら辺の北側の入口部分をもう少し広くなれないかというような意見も出まして、担当課としては、再度、地元区長並びに農会長等の周辺の方々との協議をしていくということの回答でもございました。また、神河町地域優良賃貸住宅の関係の、12戸あるんですけれども、これらに関する設置及び管理条例の説明も受けております。

それから、再生可能エネルギー計画の中で越知谷の話があるんですけれども、越知谷小水力発電所という関係の説明も受けております。これは以前、新聞等にも出たんですけれども、ひょうご環境創造協会、こういうところが事業主体で、関係される方々と地元、越知区、岩屋区ですか、地元との検討委員会、こういうものを立ち上げていこうと、そういうような報告を受けております。これは、来年3月に向けて検討の取り組みをされるようであります。

次に、商工観光係では、砥峰高原の駐車場の舗装工事についての変更の説明を受けました。駐車場を芝生化したものでありまして、県の緑化事業で取り組み、事業主体は地元川上区管理組合で実施される内容となっておりますのでございます。町の今年度の予算500万円については、これらについては道路側の擬木柵と山側の側溝敷設工事に変更となるようであります。

また、そのほかグリーンエコーの関係なんですけれども、災害復旧を今していただいておりますけれども、それらのグリーンエコー笠形の上流部の砂防河川の安全対策について御意見がありまして、県にしっかり要望していくようにというような御意見もありました。

それから、農林業係では、間伐促進に対する質疑、学校給食における米粉パンの原料の改善、米粉麺の利用についての御意見もありました。

また、神崎木工芸センター「ピノキオ館」に設置いたしました空調設備の状況につい

ては、当初ウッドデッキより木工実習室のエアコン設置に変更された、これは以前も報告をしたんですけれども、そういう内容であります。

以上、大変簡単で大まかな報告となりましたんですけれども、これで産業建設常任委員会の報告を終わります。以上です。

○議長（安部 重助君） 御苦労さんでした。

ここで、私のほうより報告させていただきます。

7月3日から4日、県監査委員協議会臨時総会及び研修会が神戸で開催され、清瀬代表監査委員、山下監査委員が出席されております。

7月6日、中播磨地区消防操法大会が三木市の兵庫県広域防災センターで開催され、藤森副議長、松山民生福祉常任委員長と私が出席しております。

7月7日、青森県藤崎町議会総務産業常任委員会が、町村合併後の課題等について行政視察に来町されています。当日は、議会からは宮永総務文教常任委員長と私が、行政からは山名町長、前田総務課長、太田財政特命参事、野村地域振興課長ほか各担当職員に対応していただきました。ありがとうございました。

7月8日、中播建物農機具共済推進協議会総会が開催され、藤原裕和産業建設常任委員長に出席していただいております。

7月9日、社会を明るくする運動神崎郡民大会が神河町グリンデルホールで開催され、私を含め7名の議員が出席しております。

同じく7月9日、神崎郡3町の町長、議長と公立神崎総合病院の打村院長、細岡事務長が出席し、市川町出身の神戸大学附属病院、藤澤正人病院長との懇談会を開催しております。

7月14日、中播衛生施設事務組合議会臨時会が開催され、松山民生福祉常任委員長と私が出席しております。付議事件は監査委員の選任についてであり、議会選出の監査委員には、姫路市議会の牧野圭輔議員が選任されております。

7月16日、第9回かみかわ夏まつり運営委員会が開催され、私が出席しております。

7月17日から18日、県町議会議長会評議員会議が神戸で開催され、私が出席しております。平成27年度兵庫県予算及び施策に関する要望事項、本県郡部選出の衆参国会議員への要望事項について協議しております。引き続き議長研究会が開催され、「自治体における防災・危機管理の心得」と題して、元兵庫県副知事の齋藤富雄氏から講演を受けました。翌日は、議会運営の諸問題について意見交換を行いました。

7月22日、神崎郡民主化推進協議会総会が神河町大河内保健福祉センターで開催され、私が出席しております。

8月1日、神崎郡人権教育研究大会が福崎町において開催され、私が出席しております。

8月6日、西播磨市町議会議長会講演会が姫路で開催され、全議員が出席しております。「人口減少社会における姫路市発の地方中枢拠点都市への期待」と題して、元総務大臣

の増田寛也氏から講演を受けております。

8月11日、県町議会議長会主催の議会運営委員研究会が神戸で開催され、藤原日順議会運営委員長ほか委員全員と私が出席しております。

8月22日、県町議会議長会評議員会議が神戸で開催され、私が出席しております。来年度以降の県町議会議長会の事務局体制について協議をしております。引き続き兵庫県主催の地方行政課題研究会が兵庫県公館で開催され、藤森副議長、松山議員と私が出席しております。終了後に、社会福祉法人中播福社会の障害者支援施設香翠寮の納涼盆踊り大会に参加しております。

同じく8月22日、第43回播磨中部高原森林基幹道推進協議会総会が朝来市で開催され、藤原裕和産業建設常任委員長に出席していただいております。議事については、平成25年度事業報告及び収支決算の承認、平成26年度事業計画並びに収支予算についてで、原案どおり承認、可決されております。なお、次年度の役員改選が行われ、山名神河町長が会長に就任されました。

8月25日、公立神崎総合病院を核としたまちづくり講演会が開催され、私を含め9名の議員が出席しております。

8月26日、中播衛生施設事務組合議会定例会第1日目が開催され、松山民生福祉常任委員長と私が出席しております。付議事件は、平成25年度中播衛生施設事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてで、提案説明がありました。採決は、第2日目の10月17日に行う予定です。なお、各事務組合の議案等につきましては、議員控室に閲覧できるようにしておりますので、必要の都度、ごらんいただきたいと思います。

会議規則第129条に規定する議員の派遣の件は、お手元に配付のとおり議員派遣をしておりますので、御了承願います。

閉会中に請願書1件、陳情書2件を受理しております。対応については、議会運営委員長から報告があったとおりです。

また、定例会ごとに発行しております議会だよりにつきましては、7月16日に第39号を発行し、7月25日に各区長様に配付いたしております。

以上で閉会中の重立った事項について報告を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を10時20分といたします。

午前10時08分休憩

午前10時25分再開

○議長（安部 重助君） 再開いたします。

これより議案の審議に入ります。

日程第4 報告第6号

○議長（安部 重助君） 日程第4、報告第6号、平成25年度（16期）株式会社神崎

フード経営状況報告の件を議題といたします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第6号の提案理由並びに概要説明を申し上げます。

本報告は、第16期株式会社神崎フードの経営状況報告の件でありまして、地方自治法243条の3第2項の規定に基づき報告するものであります。

さて、16期の経営状況ですが、売り上げ11億3,889万円、前年10億9,048万円となり4,841万円増で4.4%の上回りとなります。最終利益では904万円の黒字となりまして、前年度の1,368万円の赤字から大幅に改善することができました。また、製造原価となる材料の見直しやロスの削減等に取り組み、労務費では前期よりマイナス1.4%下げており、現場での経営改善の努力がうかがえます。今後は、さらなる仕入れ先の見直しや生産性の向上、また、売り込み強化などに努めていくとともに、平成25年度から始まっています神河弁当や銀の馬車道弁当などの販売強化や福祉給食などの充実など、神河町が抱える行政課題を解決するための施設としても今以上に取り組みうとしているところでございます。

詳しい内容につきましては、地域振興課長が御説明申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課、野村でございます。それでは、報告第6号の内容につきまして御説明申し上げます。5月に開催されました第16期定時株主総会で承認されました株式会社神崎フードの決算報告書につきまして御報告いたします。

表紙の次の2ページ目の、3月末の会社の状況でございますが、株主は神河町とエスアールジャパン株式会社と兵庫西農業協同組合の3者でありまして、町の持ち分は830株の4,150万円で49.7%の筆頭株主であります。25年度は、取締役と監査役の異動はありませんでした。従業員数は、役員、社員、パート合わせて75人いまして、うち町民は54.7%となっております。なお、お盆やゴールデンウィーク、年末年始、節分等の繁忙期にはアルバイトや派遣労働者を雇用しまして、120人程度の人数で取り組みました。

3ページには、営業報告を記載しております。総売り上げ金額が11億3,889万7,000円で、前期と比べまして4,841万9,000円増加しました。主な取引先の売り上げにつきましては、マルアイが3,029万4,000円減の2億4,319万9,000円、マックスバリュが951万9,000円増の1億7,814万2,000円等となっております。特に山陽マルナカとの取引額が4,914万7,000円の大幅な増加となっております。お弁当の取り組みとしまして、銀の馬車道弁当、神河弁当を開発いたしました。広報活動の成果もありまして、1月から4月までで1,7

21個の販売となっております。

4ページの事業報告では、神崎フードの経営内容を書いております。売上高は前期比4%増の11億3,889万円で、4,841万9,000円の増額となりました。純利益では904万となり、前期の1,368万円の赤字と比べて2,272万円の増加となりました。製品原価率が0.8%下がりましたが、米の単価は1キロ当たり0.8円上がっていきまして、材料費の見直しと製造ロス等の削減によりまして原価率が下がったものと思っております。また、労務費も1.4%下がっております。

同じく4ページに、17期の事業計画を記載しております。売り上げは1.9%増の11億6,077万円としまして、経常利益では892万円と減額予想となっております。これは、電気、ガスの値上げにより400万円、消費税対策用のラベラー機やソフトの入れかえ、新規システムの入れかえ等の減価償却費で600万円、さらに人手不足対応での387万円と支出の増加が予想されますので、経常利益が下がると予測しております。逆に言いますと、計画どおりに売り上げを伸ばさないといけない状況でもあります。

次に、5ページであります。16期の設備工事等の状況と17期の予定を記載しております。16期では、町の予算によりまして洗浄機の入れかえ等を予算ベースで1,800万円余り、実質支出額は1,625万円の工事を行いました。フードの経費でも600万円余りの工事等を行っております。17期では、町費でプラットホーム屋根延長工事を行いました。フードの経費でどこまでほかのことをできるかは収支状況次第であります。記載のシステム入れかえ等1,500万円以上の整備をやりたいということでございます。

次に、6ページの貸借対照表でございます。左側の資産の部の合計欄のみ説明させていただきます。流動資産の合計で1億9,062万8,258円となっております。金額の大きなものは、現金預金で5,648万5,812円、売掛金で1億2,173万1,481円、原材料等の棚卸資産で1,082万9,627円、未収入金で185万9,643円となっております。次に、固定資産で3,556万1,887円となっております。内訳は、建物附属設備、工具、機具、備品等の有形固定資産で2,260万2,189円、ソフト等の無形固定資産で145万8,667円、投資有価証券等のその他資産で1,150万1,031円となっております。資産の部の合計で2億2,619万145円となっております。

次に、右側の負債の部では、買掛金、短期借入金等の流動負債で1億5,960万4,922円となっております。買掛金で9,680万9,739円、短期借入金1,000万円、未払い金2,552万7,415円、未払い費用で1,469万3,671円等となっております。長期借入金の固定負債で2,750万7,000円、負債の部合計では1億8,711万1,922円となりました。資本金は8,350万円となっております。利益剰余金で4,442万1,777円の赤字となり、純資産の部合計で3,

907万8,223円となりました。負債・純資産の部の合計は2億2,619万145円となりました。

次に、7ページの損益計算書を御説明申し上げます。

売上高は11億3,889万4,521円でございますが、この内訳は、スーパー等へのすしなどの製品売上高が10億3,904万3,214円、おはぎや赤飯、生米等の物販売り上げが8,278万9,309円、大黒茶屋の売り上げは弁当、麺、土産、喫茶売り上げで1,706万1,998円となりました。

次に原価ですが、期首棚卸し高が22万4,803円、物販仕入れ高が6,874万9,967円、大黒茶屋商品の仕入れ高が633万2,727円、マックスバリュ等の集配センター利用手数料等の販売手数料が3,459万4,649円で、合計1億967万7,343円となっております。当期製品製造原価は8億4,826万4,283円ですが、内訳は8ページに記載しております。

8ページです。材料費で5億9,918万120円、労務費で1億5,438万5円、経費で9,389万9,034円、それに棚卸し高を差し引きしまして8億4,826万4,283円となり、7ページの売上原価合計は9億5,816万6,429円となっております。期末棚卸し高25万1,882円を差し引きしまして、売上原価の合計が9億5,791万4,547円となっております。売り上げから原価を差し引いた売り上げ総利益、粗利でございますが、1億8,097万9,972円となりました。一方、販売費及び一般管理費ですが、合計金額が1億7,464万3,892円となっております。

内訳は、8ページに記載しております。金額の高いものでは、販売員給与の1,845万5,115円、事務員給料の1,095万7,084円、発送配達費の6,686万3,523円、支払い手数料の716万3,926円、大黒茶屋労務の557万2,051円、雑給の515万8,783円、賞与の470万1,000円、法定福利費の514万9,653円、役員報酬の2,191万円、減価償却費の533万5,706円、リース料の444万5,644円等となっております。

7ページに戻っていただきまして、売り上げ総利益から販売費及び一般管理費を差し引いた営業利益は633万6,082円となりました。ハローワークを通じた雇用に係る補助金等の営業外収益で528万7,929円、支払い利息割引等の営業外費用で111万438円となりまして、経常利益は1,051万3,573円となっております。特別利益はなく、特別損失として固定資産廃棄損126万5,839円を引き、法人税、住民税及び事業税を引きまして、当期純利益は904万1,067円となっております。15期までの5,346万円の損失と合わせまして、4,442万1,777円が次期への繰り越し損失となっております。

9ページは株主資本等変動計算書となっておりまして、16期末の純資産の残高は3,907万8,223円となっております。

10ページに、第17期の事業計画を記載しております。売上高11億6,077万円、1.9%増の2,187万3,000円の増加を目指します。米飯業界の状況は、競合他社の倒産等の影響やスーパーでの従業員不足等による店舗内での製造の減少がありまして、スーパーとの商品取引数量が伸びております。マックスバリュやビッグ、山陽マルナカ等への新商品納入により売り上げ増を見込んでおります。また、節分等の紋日の商品を絞り込み経費の削減を図り、商品の改廃も進めて、人件費を含む製造経費全体の削減を図る計画であります。

11ページには、労務体制を記載しております。従業員不足により就業時間の延長による残業がふえています。モチベーションのアップとしまして給料や時給のアップも行い、売り上げ目標を達成した月は1,000円入の大入り袋を全員に支給することもあわせて、明るい職場づくりに努める計画となっております。また、パートの時給も9月から800円に上げたいとお聞きしております。

12ページから15ページは、大変数字が小さくて見にくくなっていますが、17期の予算表をつけております。

以上で報告第6号、平成25年度（第16期）株式会社神崎フードの経営状況報告を終わらせていただきます。

○議長（安部 重助君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原でございます。フードは、なかなか今まで大変な苦勞で努力されてきたと思います。何点か質問をさせていただきたいと思います。

累計しますと、まだ4,400万余りの赤字ということで、なかなか上向いてないところなんですけども、数年前ですか、炊飯器の改修をされたと思います。そのときのシミュレーションでは黒字を目指してということで、いろいろ計画はあったんですけども、今2年、1,000万近くの黒字が続いているんですけども、これはいわゆる足場として固まってき出したのかなということ、1点目でございます。

2点目なんですけども、先ほども言いましたように、4,400万余り累計の赤字あるんですけども、ちょっと気になるのが、エスアールジャパンのほうがかとし1割程度、ちょっと減っているということで、社長を兼ねて側面でいろいろと二人三脚で運営していただいている中で、どういう意味で落ちてるのかなということをお聞かせ願えればなと思います。

3点目なんですけども、去年60株ほど増資されたんかな、今までは三セクの比率が51%ということになって、51%以上堅持しとったんですけども、前期からちょっとバランスが崩れて50%を切っております。また、代表取締役につきましても、町長就任以来、取締役という立場でおられるんですけども、やはり筆頭株主である町が代表取締役社長につくことによって経営が上向くのか、また、今の体制のほうがかえって運営上

よろしいのかということをお聞きをしたいと思います。

あと、貸借対照表の中に、いわゆる短期、長期の借入金で約3,700万ぐらいあるんですけども、これだけの状況にありますと、どこでも一緒ですけども、やはり借り入れしないと入金と出金のバランスがとれないという形になるんですけども、借り入れする場合、誰の名前で借り入れをされているのか、ちょっとそこら辺もあわせてお尋ねをいたします。

以上でございます。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課、野村でございます。

藤原資広議員の御質問の1点目、炊飯器の入れかえ工事が足場となって、反発して売り上げの利益が出たのかということでございます。それも十分あると私は考えております。一番大きな原因は、一昨年につきましては大震災の影響がありまして、非常に米の値段が高くなった、その製品価格への転嫁が十分できずに赤字が一気に膨らんでしまったというところがありまして、その反省を踏まえた中で、現在、米はまだ高どまりはしておるんですが、その現状で利益を出す手段を社長並びに専務等がいろいろと考えて取り組まれた結果、900万円の黒字になったという状況でございます。そのためにも、よい米が炊ける、この炊飯器の入れかえが大きく役立ったんじゃないかなと思っております。

続きまして、エスアールジャパンとの取引でございますが、実はこれはマルアイへ納品しておりますおむすびでございますね、これがほとんどエスアールジャパンからの商品を、エスアールジャパンがつくったおむすびをフードが仕入れて、フードがフードの名前でマルアイに販売していたというものでございますが、その中で一部ちょっとマルアイとエスアールジャパンとの考え方が合わずに、取引が一気に減ってしまったところで、その減少が非常に大きかった、数千万円規模で減りましたんで、それが大きかったなと思っております。エスアールジャパンにつきましては、奥井社長さんも毎回役員会にお越しいただきまして、的確な経営アドバイスをいただいております。連携は今までと変わりなく密に行っております。

50%株式が切っている件でございます。これも最後の御質問の長期の借入金との兼ね合いがありまして、長期の借入金するに当たりまして、それは信用保証協会から経由した融資を借りているんですが、51%を超えていましたら、当然、金融機関としましては町が支援すべきであると、何も民間の銀行の金借りなくても、筆頭株主51%の経営責任がある町が支援すべきでしょうという話になりまして、それではあかんなところでエスアールジャパンさんに増資していただきまして、その分、町が50%を切った株式状況になっているという状況なんです。その借入金につきましては、現社長の濱本さんの代表取締役社長の名前でお借りしております。

以上でございます。

○議長（安部 重助君） 藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 済みません。その借り入れの名前ですけど、社長の名前で借りられているんですか、個人名なんですか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 基本的には社長でございまして、それに個人保証がつくという格好になっていると思います。

○議長（安部 重助君） 藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 済みません。震災で米上がったときに、いわゆるやり方見直して黒字化に転じられたということなんですけども、施設整備につきましては今まで町が全部投資して経營業務のほうをお願いしている形なんですけども、一般的に考えますと、投資的経費全然持たずにして何で赤字が続くんやということはもう前々からの大きな疑問点のところでございます。それで、先ほども言われました部分、もっと早く気づいておられれば少しでも赤字を減らせたのかと思いますので、いわゆる鋭い感覚でもって真剣に厳しく経営改善に向けて努力をお願いいたしたいと思います。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 御指摘のとおりでございます。今の濱本社長さんはエスアールジャパンの専務を長年務めておられまして、本当に民間の特に営業畑を歩かれている方でございます。ですが、営業畑であります、製造のことについても十分豊富な知識をお持ちでありまして、現在のフードにおきましても、佐想専務ともども現場にも十分目を光らせていただいて、工程管理を積み上げながら、改善を積み上げながら、あわせて営業活動に取り組んでいるというところで、今のところ濱本社長さんの引っ張る力で何とかいけるんじゃないかなとは思っております。

ありがとうございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

廣納良幸議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 6番、廣納です。先ほどの課長の説明の中に、マルアイとエスアールジャパンとの、いわゆる何らかの相違があったということを今お聞きしましたが、それを具体的にどういう内容なのか知らせていただきたい。というのは、今、課長が説明されたとおり、すごく手腕のある方が販路の減少につながるような、いわゆる行動をとっている何らかの理由があるはずですから、マルアイのほうは考えられないほどの、要するに減額とかそういうものがあったのか、どういう意味なのかちょっと具体的に知っておきたいので、よろしく願いをいたします。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 先ほど説明ではっきり言っておけばよかったんですが、エスアールジャパンがつくったおにぎりの中に異物があったというところが

ありまして、その対応の仕方であまりうまくマルアイとの調整ができなかったというところで、減額された分がそのままずっと続いてしまっているという現状でございまして、何とか対策をマルアイさんに示しまして、取引もとに戻していただきたいというお願いもしていただいたんでございますが、もとに戻らなかったというところが現状でございませう。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 廣納良幸議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 再度確認ですが、エスアールジャパンから仕入れたものを神崎フードとして発売しているということは、100%神崎フードのミスであるというふうに相手方にはとられておるといふことは、こういうことはすぐに業界に伝わりますんでね、誠意を持ってエスアールジャパン取締役なり社長なり、名誉挽回といひましようか、さらなる努力をしていただいて誤解を解いていただく。それと、異物が入るなどという問題は、それこそ機械的なものなのか、人為的なものなのか調べておられると思いますけども、今すごく中国等の問題で敏感になっておりますんでね、食べ物には、十二分に注意していただかんと、それこそ神河町としてのブランドも下がると思いますが、責任を持って対処していただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 廣納議員御指摘のところ、本当にごもっともなところでございます。私が神崎フードへ行ったときにいつも言っておりますことはそのことなんです。異物混入の減少、100%なしにするというんは、何十人の方が作業してまして非常に難しい現状は確かにあるというんは、製造の現場を見ていまして確認はしておるんですが、それでも限りなくゼロに近づく努力をしていただきたいということと、あと食中毒は絶対に出さないというところは特に注意しております。ノロウイルスによります食中毒が昨今、去年でもたくさん新聞に出ました。本当にこれが一番怖いところでございます。そういう衛生管理につきましては今以上に徹底するように申し伝えます。マルアイにつきましても、神崎フードの名前で販売しておりますんで、当然神崎フードの責任でございます。何とか今以上のおにぎり等の取引、積み上げをもっとお願いしていただきたいというところで強く要望いたします。ありがとうございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。先ほど野村課長の説明の中で、長期、短期借入れの3,500万については濱本個人の借入れであるというような話もございましたけども、これはあり得ない。あくまで借入れを株式会社神崎フード代表取締役が借りて、それがたまたま濱本さんの名前になっているというだけであって、個人借入れという説明はちょっとおかしいと思います。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） その辺につきましては、会社名義で信用保証協会に融

資を申請しているというところは議員御指摘のとおりでございます。ただ、個人保証をしているかどうかについては、再度また確認したいと思います。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

報告第6号については以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどをお願いいたします。

日程第5 報告第7号

○議長（安部 重助君） 日程第5、報告第7号、平成25年度（第18期）株式会社グリーンエコー経営状況報告の件を議題といたします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第7号の提案理由並びに概要説明を申し上げます。

本報告は、第18期株式会社グリーンエコーの経営状況報告の件でありまして、地方自治法243条の3第2項の規定に基づいて報告するものでございます。

さて、18期の経営状況ですが、円安及び原子力発電所運転停止に伴う燃料費や電気料金の高騰など、コストの増大が経営を圧迫いたしました。また、猛暑によるアマゴの入荷中止や、暖冬で扁妙の滝の不氷結に伴う滝見客の減少などの気候要因に加えまして、昨年9月2日の未曾有の集中豪雨で多くの施設が損壊をし、休業を余儀なくされるなど、集客を図る上で非常に厳しい年となりました。その結果、年間の入り込み客も17万3,600人と、昨年対比で600人の減となりましたが、施設利用収入は昨年度のグリーンドーム改修効果で、ドーム利用者のみならずコテージ等の利用者がふえたことや、持ち込み料を新たにいただくようになったことが功を奏し、7,013万4,000円、前年比655万7,000円の増収となりました。また、飲食業務などの収入については、法事などでの日本間の利用や仕出しの減少が要因となり、8,532万6,000円、前年比マイナス402万1,000円の減収となり、営業収益は1億6,988万8,000円、前年比242万6,000円の増収となっております。

販売費及び一般管理費は、水道光熱費223万1,000円及び水害に伴う修繕費49万6,000円の増加などで1億7,095万6,000円、対前年400万6,000円の増額となり、営業利益につきましてはマイナス106万8,000円、対前年158万円の減額、営業外の収益を加算した経常利益はマイナス104万7,000円で、対前年163万3,000円の減額となります。

今後も人件費、光熱水費の高騰や異常気象など、観光施設にとりましては厳しい状況が続くものと思われませんが、平成26年度につきましては御利用いただくお客様に満足をしていただける施設やサービスを提供できるように見直し改善を図る年度と位置づけ

ておりまして、地域に根差した利用と都市部からのレジャー需要に対応できるアウトドア施設を目指した運営を行ってまいります。

詳しい内容につきましては、地域振興課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課、野村でございます。それでは、株式会社グリーンエコーの第18期経営状況につきまして御報告申し上げます。

最初に、1ページをごらんください、18期の事業報告でございます。平成23年3月の東日本大震災の影響も少なくなり、利用者の増を見込んでおりましたが、9月2日の集中豪雨による大きな被害が出たことにより休業したことなどが原因で、3ページに記載しておりますが、年間の入り込み客も17万3,600人、対前年600人余りの減少となりました。その中で取り組みました増収策は記述のとおりでありまして、ざくざく柚子やユズ酒の販売や各種イベントに参加して、売り上げ増を目指したところであります。豪雨被害の対策工事につきましても、記述のとおりであります。

2ページには部門別の営業収益、3ページには利用人数を記載しています。18期のいこいの村の営業収益は1億6,988万8,000円、対前年242万6,000円、1.4%の増となりました。内訳としまして、施設利用収入は7,013万4,000円、対前年655万7,000円、10.3%の増、飲食業務等収入は8,532万6,000円、対前年402万1,000円、4.5%の減、その他収入は1,442万8,000円、対前年11万、2.4%の減となりました。増収の原因は、昨年改修しましたドームの利用者が2,400人ふえたのと、ドームの改修効果が出たのか、コテージ等の宿泊者がふえたことと持ち込み料金をいただくことになったのが主たる原因であります。しかし、飲食業務等収入は402万円の減少となっております、日本間と仕切りの売り上げが大きく減少いたしました。

3ページの利用者数の状況では、体育館の改修工事、大雨による野球場の使用中止等もありまして、体育施設の利用者数が1万8,800人で、4,300人余りの大幅な減少となりましたが、この減少をカバーしたのがレストランとドームを合わせて4,500人余りふえたことであります。全体としましては厳しい経営状況でありましたが、利用者数は前年並みの人数を確保できました。最近の傾向としましては、若い子連れの家族や若者のグループの利用が多くなったように思われます。その根拠としまして、施設利用収入が伸びているのに対し、飲食売り上げが伸びずに飲食の持ち込みが多くなってきています。

損益に関しましては8ページに記載していますが、営業収益は前期よりも242万6,000円の増加となりましたが、一般管理費が400万6,000円もふえたため、営業利益は106万8,000円の赤字となりました。

4 ページには、第 1 5 期から第 1 8 期までの収支表を記載しています。

4 ページから 5 ページには、平成 2 5 年度の状況を振り返った中での平成 2 6 年度の経営課題 6 項目を記載しております。

1 つ目は、社員、アルバイトが大幅に入れかわっておりまして、フレッシュなメンバーで接客に取り組めます。

2 つ目は、テニスコートが老朽化していますので、サッカーくじの toto の補助を得て、グラウンドゴルフ場に改修します。

3 つ目は、女子サッカーの A S ハリマ・アルビオンの協力を得てのサッカーイベントの開催やゲートボール大会、グラウンドゴルフ大会の開催、マラソンとピクニックを合わせたマラニック等の開催を計画いたしております。

4 つ目は、親水公園整備にあわせた釣場や滑り台の活用にあります。

5 つ目は、予約システムの変更でありまして、今は電話と窓口での予約となっておりますが、日本間とウッドハウスにつきましてはインターネットでの予約も取り入れる計画でございます。

6 つ目は、キャンプ利用が減っていますので、アウトドアの強化を図ります。

以上のような取り組みで黒字経営を目指してまいります。

5 ページと 6 ページには、会社の概要を記載しております。資本金は 2, 0 0 0 万円で、株主の変更はありません。

続きまして、7 ページは貸借対照表、8 ページは損益計算書でございますが、詳細を 1 0 ページから 1 3 ページまで添付しておりますのでごらんください。

まず、7 ページの貸借対照表の説明をさせていただきます。左の欄の資産の部ですが、流動資産が 2, 6 1 4 万 4, 8 4 9 円。主なものといたしまして、預金、現金の 2, 4 0 4 万 2, 3 5 9 円と売掛金の 2 1 0 万 4 3 2 円でございます。次に、固定資産が 2 3 9 万 9, 0 5 4 円で、うち建物等の有形固定資産が 2 2 8 万 8 6 4 円でございます。次に、電話加入権の無形固定資産が 2 万 4, 0 0 0 円、投資その他資産で 9 万 4, 1 9 0 円となりまして、資産合計は 2, 8 5 4 万 3, 9 0 3 円となっております。

次に、右の欄の負債の部では、流動負債が 1, 1 3 0 万 7, 9 9 6 円で、主なものといたしましては 1, 0 8 0 万 8, 9 8 6 円の未払い金でございます。固定負債はなく、負債の部の合計は 1, 1 3 0 万 7, 9 9 6 円でございます。純資産の部では、資本金が 2, 0 0 0 万円、利益剰余金が 2 7 6 万 4, 0 9 3 円の赤となっております。純資産の部合計は 1, 7 2 3 万 5, 9 0 7 円で、負債・純資産の部の合計は 2, 8 5 4 万 3, 9 0 3 円となっております。

次に、8 ページの損益計算書でございます。営業収益の合計額は、税抜きで 1 億 6, 9 8 8 万 7, 8 3 1 円ございました。内訳としましては、施設利用収入が 7, 0 1 3 万 4, 0 9 9 円、飲食業務等収入が 8, 5 3 2 万 6, 0 9 1 円、その他収入が 4 4 2 万 7, 6 2 3 円、公益性確保委託料が、指定管理料でございます、1, 0 0 0 万 1 8 円と

なっております。販売及び一般管理費の合計は1億7,095万6,175円となっておりまして、主なものといたしましては、人件費の564万4,525円と水道光熱費の2,208万3,382円、諸手数料の1億3,683万1,325円となっております。この結果、差し引き営業利益は106万8,344円の赤字となりました。そして、営業外収益が2万2,895円となりまして、営業外費用は1,319円となっております。経常利益では104万6,768円となりました。税引き前当期利益が104万6,768円の赤字で、法人税等18万6,894円を差し引いた当期純利益は123万3,662円の赤字となりました。

なお、これらの補足資料としまして、9ページに部門別損益計算書、10ページと11ページに貸借対照表の詳細内容、12ページと13ページに損益計算書の詳細内容を、14ページに株主資本等変動計算書、15ページと16ページにいこいの村における月ごとの施設利用収入、飲食業務等収入、その他収入の売り上げ明細書を記載しております。

19期の事業計画、収支計画を18ページから記載しておりまして、18ページには収支計画と運営計画の概要を記載し、19ページから21ページに具体的な事業計画を記載しております。グリーンエコー笠形独自のイベントと町のイベントへの積極的な参加も行い、関係機関との連携によりまして一層の集客に努めるとともに、従業員への接客研修を実施して、おもてなしの心を育成する計画であります。また、グリーンエコーの経費でもって施設等の改善にも取り組む予定でございます。

最後の22ページには、収支計画表をつけております。左の欄の25年度の予測は決算確定前の数字でありまして、損益計算書の数字とは違っておりますが、右の欄の26年度の計画では売上総額1億8,457万円としていまして、8.6%の売上増となっております。経費につきましては1億8,438万5,000円で、7.8%の増を見込んでいます。円安による光熱費や物価全般の上昇によりまして、節減しても経費がふえるのではないかと考えています。

以上、長々と申し上げましたが、従業員一同、温かくにぎわいのある施設づくり、接客に努めますので、議員さんを初め、町民の皆様には今以上の御愛顧を賜りますようお願いいたしまして、報告第7号、平成25年度の株式会社グリーンエコーの経営状況についての説明は終わらせていただきます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原でございます。グリーンエコーは昭和58年に開設ということで、もう30年を超える状況になりました。この施設につきましては、約67万余りですか、昨年の観光客の数がということで、グリーンエコーはおおむねその4分の1の集客を集めているということで、基幹施設でいろいろ努力していただいて

いることに厚くお礼を申し上げたいと思います。

この施設につきまして、先ほども言いましたように30年ということで、あちこち傷んでいると思うんですけども、一般的常識からいきますと、利用実績に合うたやはり予算配分が普通だろうと思うんですけども、一つ気になる施設があります、コテージの件なんですけども、開設当時からあるあの古いものなんですけども、利用収入から見ますと、その分のお金、一概に言えませんが、大方4分の1ぐらいあるのかなと思うんですけども、これもかなり傷んでいるということで、26年、27年として観光施設のほうもまた2カ年かけて見直されるということで、それはそれでいいんですけども、会社としてコテージのいわゆる改修要望とかいうのはあるのかないのかだけ、ちょっとお尋ねしたいと思います。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課、野村でございます。コテージの売り上げにつきましては、2ページの表につけておまして、表の中のコテージという部分がそうございまして、1,592万ということで非常に大きなウエートを占めている、議員御指摘のとおりでございます、主要な施設でございますが、御指摘のように30年超えて、私がグリーンエコーに勤めておりましたときにも、もう一部、従業員で修繕しながら使っていたと。合併前にも内部を一部、小規模な改修を行ったというぐらいございまして、それ以降、特に町としても金を入れた改修をしていない現状でございます。

古いコテージにお金を入れるんじゃなしに、新しくウッドハウスや日本間等を整備したという現状でございまして、コテージについては使えるだけ使い切るという考えが前からあります。その中で、株式会社グリーンエコー及び委託会社のホープも交えまして、どのような改善をしていくんかというところでございますが、私も交えた本格的なコテージ改修に対する話はまだ何も行ってないという状況でございます。議員御指摘のことも踏まえまして、実際どうするんか、主力施設でありますコテージをどうするんかというのは早急に協議してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかございませんか。

廣納良幸議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 6番、廣納です。課長、説明の中に、従業員が何か大幅にかわったような、リフレッシュというか、リフレッシュとは言わんやろうと思うんですけども、町内の方も結構おられると思うんですけども、どういう意味で具体的に、どういうふうにかわられたのか、定年退職でやめられて新しい人が入ってきたのか、何らかの事情で退職していただいたのか、退職されたのか、そこら辺も一番重要なところやと思いますんでね、そこら辺を具体的にお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課、野村でございます。定年で退職された方もいらっしゃる。それと、女性の従業員の中で、結婚という目的とは思うんですけど

れども、退職、自主的にされた方が結構ありまして、1人がやめられたら続けてやめられたというようなこともございまして、新たに従業員を募集して、特に事務所の分だけでございます、事務所の部分は大幅に入れかわっております。レストラン等の飲食につきましても、以前からの方がまだ半分以上は、もっと多いですか、7割ぐらいは以前からの方が勤務されているという状況でございます。意図的に入れかえたというものでもないとお聞きしております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 廣納良幸議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 地元の方もおられたと思うんですけども、地元の方の優先、えこひいきやと思いますけれども、優先していただいている状況にはなっとんでしょうか。最終的には広く募集しなければならないんですけども、地元区長さんなりそういう方に相談して、誰かおられませんか、そういう対策をしたのか、ただ一方的に大きく、広く募集して、結果的にどういうふうになったのか聞かせてください、お願いします。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 従業員の募集につきましては、区長さんには声がけしたということは聞いておりません。聞いておりませんが、実際、特に飲食を中心としまして地元の方がもう主力で勤務されてますんで、当然区長さん等への耳には入っているというふうに私は判断しております。その中で区長さんからの推薦の方があったかどうかまでは確認はしていないんでございますが、昔からできるだけ町内の方、集落の方を勤務していただくような体制ではおりますんで、事務所の中では町内が前と比べて減っていることは事実でございますが、施設全体で見ましたら、まだまだ町内のほうが圧倒的に多いという雇用状況でございます。新しい町外の方に来ていただいたというのは、やはり選考の上で結果的にそうなったというふうにもお聞きしておりまして、また新たな方が新しいお客さんも呼び込んでいただけるようなことになれば、それはそれでまた、より活性化するのかなというふうにも考えております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑、ほかないようでございますので、質疑を終結します。

報告第7号については以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどをお願いいたします。

日程第6 報告第8号

○議長（安部 重助君） 日程第6、報告第8号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件を議題といたします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第 8 号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件について、報告理由及び内容を御説明申し上げます。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 2 2 条第 1 項の規定により、平成 2 5 年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものでございます。

まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率でございます。普通会計及び特別会計と公営企業会計それぞれに赤字はなく、これら会計を連結しての赤字もないので、該当ございません。実質公債費比率は 1 6 . 9 %、将来負担比率は 4 6 . 1 %で、いずれも早期健全化基準以下の比率でございます。実質公債費比率につきましては、平成 2 6 年度に 1 8 %未満とすべく公債費負担適正化計画を作成し、財政運営を進めてまいりましたが、予定どおり達成することができました。また、公営企業会計に係る資金不足比率は、資金不足が生じていないので該当ありません。

以上、監査委員の審査意見書を付して報告いたします。

詳しい内容につきましては、総務課財政特命参事から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） 総務課、太田でございます。報告第 8 号、健全化判断比率及び資金不足比率について詳細説明をいたします。

表紙をめくっていただいて、健全化判断比率及び資金不足比率の報告書をお願いします。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、それぞれ町長の説明にありましたように赤字ではございませんので、ハイフンで示してあります。実質公債費比率につきましては 1 6 . 9 で、2 4 年度決算を受けての比率については 1 8 . 0 でしたので、1 . 1 ポイント改善いたしております。それから、将来負担比率につきましては 4 6 . 1 ということで、2 4 年度の 8 0 . 2 より 3 4 . 1 ポイント改善いたしております。これらは、右側の欄にございます早期健全化基準の実質公債費比率 2 5 . 0、将来負担比率 3 5 0 . 0 の早期健全化基準より下回っております。実質公債費比率の改善の要因といたしましては、地方債残高が減っていることと、合併特例債や辺地債等、交付税算入率の高い起債へのシフトや、これまでの繰り上げ償還をやってきたところの効果が出てきているものであります。また、将来負担比率の改善については、財政調整基金等の充当可能財源が増加したことや地方債の現在高が減ってきたことが原因にあります。

資金不足比率につきましては、水道事業会計、下水道事業会計、病院会計、土地開発事業会計、それぞれにおいて資金不足を生じておりませんので、ハイフンで示していません。

平成 1 8 年度以降、長年の課題でありました実質公債費比率であります。計画どおり、平成 2 5 年度決算を受けて 1 8 %を切ることができました。起債の借り入れも、国、

県の許可制から協議制となりました。

それから、それぞれの指数をどのように算定しているかということですが、最後のページ、5枚めくっていただいて、資料の5ページをお願いします。財政の健全化判断比率及び資金不足比率は次のように算出されますという表をつけております。

まず、実質赤字比率につきましては、標準財政規模53億7,350万8,000円を分母といたしまして、一般会計等の実質赤字額、これはマイナスで表示しておりますのは黒字であるということですが、黒字が1億5,614万3,000円ということでございます。

このそれぞれの数字は、1枚戻っていただいて、3ページをお願いします、横長の表の中で、先ほど分母で申し上げました標準財政規模とは、真ん中の段、(15)、(16)、(17)、標準税収入額等、普通交付税額、臨時財政対策債発行可能額を足したものでございます。平成25年度分の3つの数字を足したものが53億7,350万8,000円ということになります。それから、分子の黒字1億5,614万3,000円という数字は、2ページの左側の上、一般会計等5つの会計の実質収支額を足したものの小計でございます。計算はこのようにしますが、黒字の場合は該当なしということでございます。

それから、連結実質赤字比率ですが、分母の標準財政規模は先ほど申し上げたとおりでございますが、連結実質赤字額というのは、2ページの一般会計等の金額と、下の国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、右側上の水道、下水道、病院、それからその下の老人訪問看護、土地開発事業特別会計、これらの実質収支額を全て足した合計が11億7,989万7,000円ということで、全て足して黒字ということでございますので、赤字比率については該当しないということでございます。

次に、実質公債費比率であります。分母は標準財政規模から普通交付税に算入される普通会計の元利償還金、企業会計の準元利償還金充当繰出金を引いた額でございます。分子については、地方債の元利償還金や公営企業元利償還充当繰出金等から特定財源や普通交付税に算入される償還金を引いて算出します。平成25年度単年度については16.04145%でございます。3ページの中ほど右に単年度の比率を書いておりますけれど、それを23年度、24年度、25年度分を足して3で割りますと16.9になります。3カ年平均で表記いたすものでございます。

それから、将来負担比率ですが、資料4ページをお願いします。分母は標準財政規模、それから元利償還金、準元利償還金の交付税算入額を引きます。分子ですが、将来負担額は一番上の表の地方債現在高に債務負担額や公営企業債繰り入れ見込み額、事務組合の繰り入れ見込み額、退職手当負担見込み額等を足したものでございます。これに、真ん中の表、財政調整基金等充当可能基金の残高や、公営住宅使用料等の特定財源や、基準財政需要額算入見込み額とありますが、地方債現在高の交付税算入見込み額を引いたものでございます。そのように算出しまして46.1ということでございます。

それから、資金不足比率につきましては、事業の規模を分母にいたしまして、分子は資金の不足額ということでございますが、資金の不足がそれぞれの会計にありませんので、これについてもハイフンで示しております。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

○議長（安部 重助君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。特にございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

報告第8号については、以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどお願いいたします。

日程第7 報告第9号

○議長（安部 重助君） 日程第7、報告第9号、平成25年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告の件を議題といたします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第9号、平成25年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告の件について、報告理由及び内容を御説明申し上げます。

本報告は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に規定する、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施いたしましたので、別紙のとおり報告書を提出し、公表するものでございます。

なお、詳しい内容につきましては、教育長と教育課長から説明いたしますので、よろしく申し上げます。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。まず、教育長からお願いします。

教育長。

○教育長（澤田 博行君） 教育委員会の澤田です。平成25年度の教育ですが、神河町では、教育基本法や学習指導要領、ひょうご教育創造プランなどを踏まえ、生きる力を育むために神河の教育を策定しています。

その神河の教育ですが、かみかわ教育創造プランを立てて、平成25年度はその前期5カ年のうちの3年目に当たります。そこでは、学校が楽しい、友達と一緒にいるのが楽しいという学校・園づくりを目指しました。つまり、子供たちが夢を持ち、その可能性に挑戦できるよう、社会を主体的に生きる力と創造性豊かな人間性を培う教育の実現に努めました。そして、命や人権を大切にする安全・安心な学校、教育環境をもとにして、学び合う確かな学力、支え合う豊かな心、育み合う健やかな体を持った子供たちの育成、すなわち、「学びあい 支えあい 育みあい」3あい運動を進めてきたところで、この教育は他律的に教育を教え込む教育ではなく、子供たち同士が互いに学び合い、

切磋琢磨して伸びていく子供たちを目指しています。

平成25年度の特徴は、小・中学校の統合が一段落して、1中学校、4小学校・幼稚園の体制が整い、多くのクラス仲間と一緒に授業を受け、活発なやりとりを行うとともに、落ちついて考える学校・園独自の特色ある取り組みになるように頑張ってきました。また、社会教育、社会体育では、「触れ合い、認め合い、高め合い」をスローガンのもとイベントや教室等を実施し、多くの方に参加していただけるように努力してきました。その実施方法や点検及び評価の結果については、課長から報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） さらに、詳細説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（松田 隆幸君） 教育課長の松田でございます。報告第9号の内容御説明をいたします。

お手元の資料、教育委員会の点検・評価の2ページをごらんください。これは、今回の報告につきまして教育委員会が規定しております点検及び評価の実施方針でございます。

まず、1の趣旨ですが、神河町の教育委員会は毎年、主要な施策や事務事業の取り組み状況について点検・評価を行い、課題や取り組みの方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図ることとしています。また、点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に報告するとともに、公表することにより町民への説明責任を果たし、町民に信頼される教育行政を推進することとしています。

次に、2番目の実施方法ですが、1つ目に毎年度策定します「神河町の教育」のほか、各種事業の方針や目標を対象として、その点検及び評価を行います。2つ目に、点検及び評価は、当該年度の施策や事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取り組みの方向性を示すものとして、毎年1回実施することとしています。3つ目に、教育委員会職員による自己評価及び学校教職員や児童・生徒、PTA役員へのアンケートを実施し、内部評価を行います。4つ目に、施策や事業の進捗状況等を取りまとめ、内部評価をもとに点検・評価に関する有識者の意見を聴取し、外部評価を行います。この外部評価を行う点検・評価に関する有識者につきましては、5つ目に上げています教育に関し学識経験を有する者で、教育長が委嘱し、その任期は2年でございます。ことしも委員としまして5名の方を委嘱し、7月9日と7月29日に委員会を開き、1回目の委員会で「神河町の教育」の取り組み状況や、事業の概要説明をいたしました。2回目には自己評価とその観点等の説明と、質疑応答を受けまして、その後、評価委員としての点検・評価を文書でいただいたところでございます。最後に、8月21日に開催しました教育委員会におきまして報告し、点検・評価を行っていただいた後、結果を取りまとめた報告書を町議会へ提出し、公表するものとしております。それが本日の報告でございます。これを受け、簡単にまとめたものを10月上旬にホームページで公表する予定に

しております。なお、参考までに、3として根拠法令をつけておりますので御参照ください。

次に、評価シートですが、3ページをごらんください。3ページからが、平成25年度の「神河町の教育」評価シートでございます。

表紙をめくっていただきまして、4ページをごらんください。

まず、評価の分野でございますが、分野は4分野で、4ページ目に教育委員会の活動、また4ページから6ページに学校教育の分野、6ページから8ページに社会教育の分野、8ページと9ページが事務及び施設設備の分野となっております。

次に、評価項目ですが、評価項目は8項目を25の評価内容に分けて、それぞれの自己評価と外部評価をAからEまでの5段階で評価いただいております。また、教育委員会事務局の自己評価と外部評価委員の皆様からの主な意見と改善点につきましては、10ページから12ページに総合所見としまして掲載をしております。

4ページにお戻りいただきたいと思えます。次に、5段階による評価についてですが、一番右側の外部評価につきましては、Aの十分に達成されているの評価が5項目、Bのほぼ達成されているという項目が19項目、Cのやや不十分であるが1項目となっております。外部の5段階評価につきましては、表中央の自己評価と同じ結果になっておりますが、評価委員さんにより違った評価をいただいている部分があるのですが、平均をしますと同じ評価になったというところでございます。

次に、主な評価内容として御説明をさせていただきたいと思えます。4ページの学校教育分野の評価項目の1つ目、(1)基礎基本の教育の徹底と学習の充実ですが、ここに上げております評価内容、教育課の自己評価点、評価の観点とともに、ここには詳細を記載しておりませんが、自己評価内容としまして事務局から、町内小・中学校の全国学力状況調査結果として、国語、算数・数学のA、B問題とも全国平均を3から11ポイント上回ったこと、また、各学校においてオープンスクール等の授業公開機会をふやし、校内研究を充実させ、児童・生徒に言葉の力をつける取り組みを行ったことなどを委員の皆様へ報告をさせていただきました。外部評価委員さんからは、10ページをごらんいただきたいと思えますが、10ページの中ほどをごらんいただきますと記載がありますように、学校、教育、地域が一体となって取り組む中で、子供たちが安定した生活をし、学力をつけ、生活態度も落ちついているとの所見と、先ほどありましたように、外部評価委員さんからの評価としてはAの評価をいただいたところでございます。

戻りまして、4ページ、(2)の命と人権を大切に心した心の教育の推進の評価の項目では、ここに記載しておりますほか、事務局から、各学校ともかけがえない命を大切に、ともに生きる態度を育てる取り組みを行う中で、いじめ、問題行動等の意識調査では、多くの子供が、いじめはいけないことだ、学校で友達と会うのが楽しいと答えており、成果があらわれていると事務局の報告に対しまして、同じく所見として、学校・園で命や人権を大切に、ともに生きる豊かな心を育てる教育が全教育活動の中で計画

的に推進されているとの教育委員さんからの御意見と、同じくAの評価を受けております。

主なものとしまして、次は6ページ、社会教育分野をごらんいただきたいと思います。まず、1つ目の子育て支援、就労支援対策として、子育て学習センターや学童保育クラブの活動、また、文化庁の補助事業により実施した本年度歴史文化総合調査のまとめができた等の事務局の自己評価に対しまして、神河町の住民ニーズに応じた充実した取り組みと、子育て世代が生き生きと子育てできる環境があるとの所見をいただき、学童保育クラブや子育て支援事業の項目、また、歴史文化の項目、学校給食の項目でAの評価をいただいております。

逆に、やや不十分であるというCの評価ですが、これにつきましては、幼・小・中学校の学校施設工事の入札が昨年度不調に終わりましたことによりまして、8ページの施設設備の充実の項目がCとなっておりますのでございます。

最後に、10ページからの総合所見をごらんください。この中では、取り組みに対する意見や改善点としまして、下から4行目ですが、いじめについては周りの教師、大人たちが十分注意をすることが大切で、スマホなど目に見えないいじめもふえているので、対応をどうするかも重要。また、11ページの社会教育分野では、同じく下から4行目に、人権尊重の町宣言を踏まえ、人権についての認識や願いを把握し、実践することに今後さらに努めてほしい。その次には、今後整理できる事業は課を超えて話し合い、より充実したものにしてほしい。また、12ページの施設設備の分野では、老朽化が進んでいるが、利用者の安全確保に十分注意をする必要がある。また、周囲に危険を及ぼす前に対応を考えていく必要があるなど、今後の取り組みに対する貴重な意見をたくさん頂戴しているところでございます。今後、評価と所見とを十分に理解、尊重しながら、神河町の教育をより充実したものとして推進していきたいと考えております。

以上、簡単、不十分ではございますが、私からの説明とさせていただきます、資料を御確認いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

廣納良幸議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 6番、廣納です。ただいま説明を受けました中に、8ページのC評価、内部と外部ともにC評価という内容を、わかりやすく具体的に、どの点を反省し、いわゆる今後においてもどういうふうにかかしていくのか、そこら辺を、ここだけですと大分重点的にもやられたとは思いますが、具体的にどういう内容でどういうふうにかかしたのか、どういう評価をしたのか、お願いをいたしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 教育課長。

○教育課長（松田 隆幸君） 失礼します。ただいまの件につきましては、昨年度、入札

をいたしました幼稚園また小学校の天井工事等が不調に終わった部分でございます。これにつきましては、教育委員会としましても、きちんと設計書をつくって行ったわけですが、いろいろな状況の中で、昨年度は不調に終わったところでございます。その部分で評価としましてCとしたところでございます。今年度、既に幼稚園、また学校の体育館の天井工事、寺前小学校の大規模改造工事等につきまして、見積もり入札でありますが入札も終わりました、現在順調に進んでいるというところを御報告させていただきたいと思っております。

○議長（安部 重助君） 廣納良幸議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 6番、廣納です。寺前小学校の件に関しましても、1回不調に終わったんですけれども、大部分は私はやはり、多く皆さんが御存じのとおり、越知谷幼稚園の問題であろうと、このように思うんですが、町民、住民の方に説明行くように、要するに何が悪かったのか、要するに物価が上昇して、そこら辺を見誤ったのか、それとも設計がそれに対応していなかったのか、その点の具体的な例を聞きたいんです。幼稚園だけに関してでよろしいので、そこら辺をお答えください。お願いします。

○議長（安部 重助君） 教育課長。

○教育課長（松田 隆幸君） 越知谷幼稚園の部分につきましては、今、廣納議員さんからもありましたように、震災等の影響もある中で物価上昇、また人件費の高騰等の要因もございまして、当初の計画をしました時期よりも入札が大変おくれたというところに要因があるのではないかというふうに考えております。

○議長（安部 重助君） さらに教育長、答弁ありましたらどうぞ。

○教育長（澤田 博行君） 澤田です。越知谷幼稚園の建築につきましては、本当に細かくいろいろ議論していただきましてどうもありがとうございました。その点につきまして十分に説明ができていなかったということで、再度の説明をさせていただいたりということで、少し手続的にも遅くなりました。しかし、何とか入札して工事にかかれるようにしたんですけれども、その時期が少しおくれてせっぱ詰まっていたために、業者に入札をしていただけなかったということと、今いろいろなもろもろの事情等がありましたので、結果的に入札できなかったということで、そういう点を反省して、今新しく入札等には準備しながら取り組んでいるところです。以上です。

○議長（安部 重助君） 廣納良幸議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 僕は、高騰に関することは、正直なことにそれはあったんですけれども、それは何も全国的なことですから、それをとやかく言うところではないんですけれども、凶面が一転二転三転というか、そういう感がありましたんで、どういふふうに対処されたのかなと、納得いかんようなことも結構ありましたんでね、そこら辺の調整がうまくいかなかったと、これはどこのミスがわかりませんが、その点があったということもつけ加えます。答弁はもう結構です。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

報告第9号については、以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどお願いいたします。

日程第8 議案第62号から議案第65号

○議長（安部 重助君） 日程第8、第62号議案、神河町保育の必要性の認定に関する条例制定の件、第63号議案、神河町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例制定の件、第64号議案、神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件及び第65号議案、神河町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件、以上の4議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第62号議案、神河町保育の必要性の認定に関する条例制定の件、第63号議案、神河町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例制定の件、第64号議案、神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件、第65号議案、神河町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件につきまして、一括して提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成27年4月から本格実施が予定されています子ども・子育て支援新制度に係ります条例制定の提案でございます。この子ども・子育て支援新制度は、ゼロ歳から5歳までの乳幼児期の学校教育、保育、子育てを充実させるために、平成24年8月に子ども・子育て関連三法として成立したものでございます。このたびの条例制定は、新制度のスタートを見据えて、次の4点について町で基準を設け、認可事務、確認事務等を進めようとするものでございます。

1つ目は、保育所への入所要件を定める保育の必要性の認定に関する基準。2つ目は、少人数単位の保育事業認可事務を定める家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準。3つ目は、認可された保育事業に給付費の支給要件の確認を定める、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準。4つ目は、学童保育クラブに対する運営基準等を定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準でございます。これらにより、子ども・子育て支援の充実とその質の確保を図っていくものでございます。

詳細説明を住民生活課長と教育課長が行いますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） 住民生活課の吉岡でございます。それでは、第62号議案から第64号議案までの詳細説明をさせていただきます。

まず、第62号議案、神河町保育の必要性の認定に関する条例制定の件についてです。保育の必要性の認定は、子ども・子育て支援法に基づき市町村が定めることになりましたので、神河町において保育の必要性の認定に関する基準を条例で定めるものでございます。この議案での特徴的な点は、第3条第1項第1号のところで、一月当たりの就労時間の常態が48時間以上であることございまして、これまで特に保護者の就労時間の下限を設けておりませんでしたので、国の基準の最も制限の緩やかな48時間に設定したところでございます。

次に、第63号議案、神河町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例制定の件についてです。この条例にございます家庭的保育事業とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業をいいます。家庭的保育事業とは、定員5人以下で、保育者の居宅で保育をするもので、小規模保育事業とは、定員が6人から19人までで小規模な保育を行うことをいいます。また、居宅訪問型保育事業とは、保育者が乳幼児の居宅でマンツーマンの保育を行うことです。事業所内保育事業とは、事業主が雇用をする労働者の乳幼児を保育することをいいます。子ども・子育て支援新制度においては、児童福祉法に基づく町の認可事務とされており、国の基準に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものです。これらの事業はゼロ歳児から2歳児までの乳幼児が対象となっており、認可基準を事業ごとに職員数、職員の資格、設備及び面積、給食等の区分に分けて、議案につけさせています。補足資料の、神河町子ども・子育て支援新制度の概要、議案の一番最後です、つけてますけれども、補足資料ですが、その9ページから10ページにかけてお示しをしております。

この議案で特徴的な箇所としましては、小規模保育事業のところで、A型、B型、C型と3タイプございますが、職員の資格のところで、A型は保育士のみ、B型は職員の半数以上は保育士、C型は保育士でなくても町長が行う研修を修了した者となっているところです。

次に、第64号議案、神河町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件についてです。子ども・子育て支援新制度では、市町村は施設型給付、これは認定こども園、幼稚園、保育所をいいますが、施設型給付や地域型保育給付、これは家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育、少人数のもんです、の対象となることを希望する教育・保育施設や事業者について、申請に基づいて給付の対象となることを確認し、給付費を支払うことになります。

この確認とは、施設に関する児童福祉法等に基づく認可基準を満たしている、あるいは運営に関する基準を満たしているということを確認するということでございます。補

足資料の神河町子ども・子育て支援新制度の概要の11ページから13ページにかけて、確認についての主な事項についてお示しをしています。11ページでは、条例第4条関係の利用定員の確認事項を、12ページでは条例第5条関係の利用開始に伴う基準、条例第15条関係の教育・保育の提供に伴う基準、条例20条関係の管理・運営等に関する基準の確認事項をそれぞれお示しをしています。13ページでは、条例28条関係の情報公開の基準の確認事項をお示しさせていただいております。

以上、詳細説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（安部 重助君） 続いて、教育課長、お願いします。

○教育課長（松田 隆幸君） それでは、4番目の第65号議案の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、教育課、松田が御説明させていただきます。

本条例も、最初に町長が申し上げましたとおり、子ども・子育て支援新制度に係る条例の制定で、放課後児童健全育成事業について、基準の国の規定に基づき、この事業の設備・運営に関して神河町の基準を定めるものでございます。神河町では、既に神崎小学校と寺前小学校において学童保育クラブという名称で取り組んでいる事業ですが、この事業も含めて、今後、放課後児童健全育成事業に取り組む事業者等に示す基準を定めているところでございます。

本条例の一般原則としまして、第5条に支援の対象者を小学校に就学している児童とし、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者とすることや、児童の健全な育成を図ることとする支援の目的等を規定しています。また、第9条には、児童1人当たりの専用区画面積、第10条には支援員の配置人数や職員の資格の要件等に関する基準と適正規模、また18条には、開所日数と開所時間、その他非常時災害対策、利用者を平等に扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理など施設や運営についての基準を規定しているところでございます。先ほどの補足資料の14ページをごらんください。ここに今申し上げました主な基準の概要を載せておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

なお、神河町の現在の学童保育クラブにつきましては、設置・運営状況において、これらの数値基準につきましては全てクリアしている状況でございます。

以上、説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） 以上、4議案に対する提案説明が終わりました。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開を13時ちょうどいたします。

午後0時01分休憩

午後1時00分再開

○議長（安部 重助君） 再開いたします。

午前中に第62号議案から第65号議案まで4議案の提案説明が終わっております。これより、それらの4議案についての質疑を受けます。質疑のある方、どうぞ。質疑

ございませんか。

山下皓司議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。4議案ですか、一括議題ということですが、65号議案につきましては、現在ある町内の施設いうんですか、そういう機能してるところについてちょっと触れられたわけですが、その説明によりますと大丈夫ですと、その基準とは合致してるということでしたんですが、前の3つの議案の関係で特に保育所の関係ですね、それについて、今の設置基準いうんですか、今の条例の内容と適合するんでしょうか。その辺についてちょっと説明をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） どうも御苦労さまです。現在、寺前保育所と神崎保育園の2園が私立でございまして、既に県知事の認可を受けてます。認可保育所ですね。もう既に認可保育所となっているところはそのまま移行できるということで、全て設置基準を満たしていると、そういうことです。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

三谷克巳議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。今回のそれぞれ条例改正の中で、幼稚園についても旧型の施設があるんですが、そのような関係で今の保育園の使用料ですか、それについて変えていく必要とか、そういうのが生じるか生じないかということです。その点です。

○議長（安部 重助君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） ありがとうございます。子ども・子育て支援法は、私立幼稚園、私立保育所を、言葉は悪いんですがターゲットにしておるわけですね。公立の幼稚園、公立の保育所は今までどおりの運用で、財源的には地方交付税、基準財政需要額に算入ということです。以上です。

○議長（安部 重助君） 三谷克巳議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） ということは、現在の神河町においては私立の幼稚園等がないということで、幼稚園の使用料についても変えることはないという、そういう理解でよろしいですか。

○議長（安部 重助君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉岡 嘉宏君） はい、それをお願いいたします。そのとおりです。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

松山陽子議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 8番、松山です。この子育て支援事業制度の概要についての説明資料の14ページで、神河町放課後児童健全化育成事業の基準を定める条例の説明と書いてある、その下の行に、放課後児童クラブの基準についてという、そういう

文字、事業名だと思っんです。放課後児童クラブという言葉が、神河町で今実施しておりますのが学童保育クラブ、それがイコールの事業ではないかと思っんですけれども、この放課後児童クラブというその名称ですね、これは、今回条例制定されたそのほかの事業所とかがもしされる場合、神河町がするのではなくて、ほかのどこかの事業所がそういった事業をするときに、この名称を使われるようなことになるのか、ちょっと何か錯覚を起こしやすいのが、今現在、学校の放課後子ども教室ですか、それと同じような事業なのかという、学童保育との違いとか、この今回出されてる名称との混乱を起こすことになるのではないかなと思っんです、何かできれば整理をされてしていく必要があるのではないかなと思っんですけれど。

○議長（安部 重助君） 教育課長。

○教育課長（松田 隆幸君） 今、松山議員から御指摘がありましたように、放課後児童クラブと、それから現在やっております学童保育クラブ、また放課後子ども教室、それぞれの言葉があるんですけれども、学童保育クラブと放課後児童クラブというのは同じでありまして、放課後子ども教室につきましては、上級生が帰るまでの間、学校で小さな子供たちを預かった上で、上級生と一緒に帰るといふようなシステムで、この今回の条例とはまた別のもので、確におっしゃるようになりにくいという部分では、今後何らかの方法でわかりやすくなるように検討していきたいというふうに思っています。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

ないようございましてら質疑を終結したいと思っんですが、よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようございしますので、質疑を終結いたします。

これより各議案ごとに討論、採決をいたします。

まず、第62号議案について討論に入ります。

反対討論の方、ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようございしますので、討論を終結し、第62号議案を採決いたします。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第62号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第63号議案について討論に入ります。討論ございませんか。反対討論、賛成討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結し、第63号議案を採決いたします。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第63号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第64号議案について討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございますので、討論を終結します。

第64号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第64号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第65号議案について討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第65号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第65号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第9 第66号議案

○議長（安部 重助君） 日程第9、第66号議案、神河町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第66号議案の提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例制定の件でございます。ことしの40集落を回る集落別町長懇談会でも私から問題提起をいたしました。人口対策が神河町の最重要課題と考えております。この昨今の危機的な少子化に対応するために、新婚世帯と子育て世帯、いわゆる若者世帯向けに賃貸住宅を建設をし、少しでも町内にとどまる若者世帯をふやし、子供たちの声が響く町にしたいと考えているものでございまして、完成は平成27年3月を予定しておりますが、少しでも早くから入居者の募集ができるように本条例を制定するものでございます。

この賃貸住宅は国土交通省の補助を得まして、JR新野駅東の町有地に木造2階建ての住宅を3棟づくり、月額の家賃が4万円と低く抑えまして、12戸の若者世帯に入居していただこうと計画しております。

以上が提案の理由並びに内容でございます。詳細説明を地域振興課長が行いますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課、野村でございます。それでは、第66号議案の地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例につきまして御説明申し上げます。

町長の説明にもありましたが、人口対策の一環として、JR新野駅東側の町有地に、新婚世帯と子育て世帯を対象にした地域優良賃貸住宅を建設しようとしております。設計監理につきましては、5月7日に委託契約を結び、設計図書が完成したところでありまして、9月19日入札を予定しております。その後9月議会で契約の御審議をいただきまして、3月10日を工期として建設する計画でございます。

若者世帯住宅の内容であります。5月26日の全員協議会で概要を御説明し、8月5日の産業建設常任委員会でも資料をもとに御説明申し上げたところでありますので、詳細は省かせていただきますが、木造2階建て3棟で12戸の住宅を建設いたします。入居者の募集につきましては、10月から始めたいと考えていまして、建物はまだできていませんが、設置及び管理に関する条例を制定したいとします。

条例の条文であります。第1条で趣旨を記載しております。第2条では用語の定義を定めていまして、その中の第4号で、若者世帯は新婚世帯または子育て世帯という。5号で、新婚世帯は、夫婦の満年齢の合計が80歳未満で、婚姻届け出後3年以内の世帯で夫婦が同居しているものと定め、第6号で、子育て世帯は、満15歳に到達して最初の3月31日までの間にある、生計を一にした、かつ同居する子供がいる世帯、中学校3年生までの子供がいる世帯と定めております。第3条では設置名称等としまして、別表に新野駅前団地、新野221番地の1、戸数は12戸、家賃は月額6万2,000円と定めています。この家賃につきましては、15条の入居者負担額で再度御説明申し上げます。第4条では入居者の募集の方法を、第5条で入居者の資格を定めていまして、所得のこと、連帯保証人が必要なこと、滞納していないこと、暴力団と関係ないこと等

を記載しております。第6条では入居の申し込み、第7条で入居者の選定、第8条で入居補欠者のこと、第9条で入居の許可、第10条で入居の手続を定めていまして、その1号で敷金を納付すること、2号で連帯保証人が連署した申請書を提出することとしております。第11条では連帯保証人の変更、第12条で家賃の額及び変更、第13条で家賃の納付方法を定めまして、月末までに納付することとしています。第14条では家賃の減額、第15条で減額申請方法、第16条で入居者負担額を定めていまして、資料としまして規則をつけておりますが、の別表に月額4万円としております。若者世帯の期間は、6万2,000円の家賃を4万円に減額するというものでございます。第17条で減額及び徴収猶予、第18条で家賃または入居者負担額の督促、第19条で敷金を3カ月と定め、第20条で敷金の運用を定めております。第21条で修繕の実施及び費用の負担、第22条で入居者の費用負担義務、第23条で保管義務、第24条で迷惑行為の禁止、第25条で使用休止届け、第26条で目的外使用の禁止、第27条で転貸等の制限、第28条、原状変更等の制限、第29条で同居の承認、第30条で入居者の地位の継承、第31条で住宅を明け渡すときの検査及び原状回復、第32条で住宅の明け渡し請求を記載しておりまして、8項目のどれかに該当すれば明け渡し請求することとなります。第33条から43条までは、駐車場の使用について定めていまして、第38条では、駐車場の使用料を規則で定めるとしてしております。資料の規則の第23条に、1台目は無料とし、2台目以降は1台につき月額2,000円徴収するとしております。第44条で、住宅監理員及び住宅管理人を定めていまして、管理担当の住宅生活課の担当者を充てる予定でございまして、第45条で立入検査、第46条で罰則、第47条で委任、附則で同条例は公布の日から施行するとしております。

資料の規則であります。第2条で、入居者の基準所得を定めていまして、世帯の所得を合算して月額48万7,000円以下の世帯が入れるとしております。これは、ここの4月から取り組んでいます家賃補助制度の基準額と同額であります。

以上、地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。第2条の用語の定義の中で、子育て世帯についての定義がございます。生計を一にし、かつ同居するっていうの、これは意味わかるんですけども、その前の満15歳に到達して最初の3月31日までの間にある子供、曲げて読むと満15歳の子がいけないような印象も受けかねない。だから、意味は満15歳以下の子、もしくは満15歳であっても翌年の3月31日までは大丈夫ですよという意味なんですけども、これを直接読んでしまうと、満15歳に到達していて、最初の3月31日までの間にある子供がいる世帯と読めないこともないんで、

もう少し表現を変えるべきではないかなというように思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課、野村でございます。藤原日順議員から御指摘の点でございます第2条の第6号でございます。これにつきましては、家賃補助制度の要項ですか、あれと同じ文言としておりまして、全く同じものがございます。それにおきましても、満15歳に到達して、最初の3月31日までの間にある子供と、議員御指摘のように15歳未満の子供、中学3年生までの子供がいる家族が対象であるというふうに定めておりまして、合わせたものがございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。特にございませんか。

松山陽子議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 8番、松山です。22条の件でお聞きしたいと思います。この（4）番です、前条の第1項に規定するもの以外の、例えばその共同施設の修繕に要する費用というふうに書いてある、これが入居者の負担とするというふうに書いてあります。その前条というのが21条の1項のところ、修繕費等については町が負担するというので、具体的なその共同施設というものについてももう少しわかりやすい表現をしておかないと、どこまでが共同施設で町がするものなのか、個人が負担するものなのかということら辺がちょっとこれでは見えにくいんじゃないかなというふうに思うんですけども。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課、野村でございます。松山議員の御指摘の点でございますが、第2条の2に共同施設の定義を書いております。その中で、地域優良賃貸住宅に敷設された駐車場、その他賃貸住宅の入居者の共同の施設のために必要な施設をいうということございまして、具体的には入居説明の案内文をつくらせてもらいます、応募された場合。そのときには、これについては費用負担が生じますよというふうな説明をして対応しようという計画でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

山下皓司議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。19条に敷金のことが書いてあるんですね。ここに書いてあります、入居者から3カ月分の家賃相当額ということですが、この場合家賃というのは括弧に変更された場合は当該家賃の額とありますので、これは確認のために聞くんですが、4万円という位置づけしたらいいんですね。それで3カ月分ということになりますと12万円ですね。6万2,000円やったら18万円になるんですけど、4万円だと思います。で、12万円ですが、やはりこの今回建てる住宅というのが、若者とか新婚とかいう表現なんですけれども、やはり家賃補助制度と同じように、所得の少ない人が、収入の少ない人が入ってこられるそのために、なるべくいろん

な面を安くしていこうというようなところに、そういう精神が流れているんじゃないかなというように思うんですね。そういうことから見ますと、この敷金の3カ月、3掛ける4、12万円ですね、これ、きょうの委員長報告で既に、私、産業建設常任委員会に入っておりますから、この条例案についてはもう既に説明を受けたことになってます。で、この機会に言うんは、何でそのときに少しぐらいコメントせなんだんだということになるんですが、こうしていよいよということになりますと、やっぱりちょっと高いように思うんですね。例えば2カ月とかにできないんでしょうか。というのは、同じ、これは町営住宅というほかの制度をもらって建てた建物ですが、柏尾団地とか比延団地がありますね。そこから見ても少し高いんじゃないかなというように思うんですね。これも条例制定されて、そして10月からもう入居募集をしてやっていこうというときですので、今ごろに何やっていうことになるんかもわからへんですが、ちょっと高いんちゃうかなと思うんですね。その辺どういうふうにお考えでしょうか。お願いします。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課、野村でございます。この点につきまして、担当課内での話し合い、グループ会議等での協議も出たところでございますが、同じ町が建設して管理しております福本の特定公共賃貸住宅並びに町営住宅につきましても、3カ月の敷金を徴収するというふうに条例で決めておりますので、それに合わせたというところでございまして、今回の件を特に2カ月、1カ月とか免除とかという大きな理由が見当たりませんので、3カ月を適用させていただいたというところでございまして、家賃につきましては、負担額相当額ということは4万円を徴収したいと、4万円掛ける3カ月分を、その期間にある人につきましては、もうその期間を過ぎてしまっ、なおかつ出られずに残られてる方については当然6万2,000円ということにもなってしまいうんですけども、それは当初からのずっと敷金で対応させていただくというふうに考えております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 山下皓司議員。

○議員（3番 山下 皓司君） いろいろ多方面から議論されてこのようなことに決められたと思うんですが、やはり今、子供が出生数が40人であるというような非常に大変な人口、いわゆる出生者の減というようなところを踏まえて、家賃補助制度とかこの新しく住宅建てようというような政策が26年度から始めたというところで、やはり今度入ってこられる対象という面から見ると、この時期非常にしんどいんですね。大変だと思うんですね。だから比延とか柏尾、それから福本、3カ月ということを基本にされたと思うんですけども、額から見ると、福本はちょっと高いかもわかりませんが、一般の町営住宅の比延と柏尾についてはもうちょっと金額は安いと思うんですね。これ、もう今、条例制定されておりますので、私も2カ月にしなさいと言うたところでこれは改正もなかなかできないと思いますので、強い希望として、その辺も十分踏まえた運用してほしいなど、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課、野村でございます。議員御承知のように、福本の特公賃につきましては、高所得者でも入れるという住宅でございます、6万円以上の家賃となっております。町営住宅につきましては、所得が少ない人に入ってください住宅ということで非常に安くなっておりまして、この若者世代住宅につきましても、考え方としては、福本の住宅と同じような考え方であるというところでございます、少しでも安くということは十分私どもも以前からの議会でも御指摘、3万円、できれば3万円台の家賃というようなことも要望は受けておったんですが、家賃補助制度と合わせて、一応4万円の家賃ということで募集したいというふうに思います。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論の方、ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論の方、ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結し、第66号議案を採決いたします。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第66号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第10 第67号議案

○議長（安部 重助君） 日程第10、第67号議案、神河町学童保育クラブ設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第67号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町学童保育クラブ設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。上位法の改正に伴う引用条文の改正が漏れていたもので、今回、条例の一部改正において上位法の引用条文の一部改正を行い、さらに当該改正箇所が来年度の児童福祉法の一部改正の施行に合わせて再度改正されますので、2段階の改

正をするものでございます。

詳細説明につきまして、教育課長が行いますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（松田 隆幸君） 教育課、松田でございます。それでは、67号議案の神河町学童保育クラブ設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして詳細説明をいたします。

それでは、改正条例の第1条の一部改正につきまして、ページをめくっていただきまして、新旧対照表により説明をさせていただきたいので、次ページごらんいただきたいと思います。

この改正は先ほど町長からもありましたとおり、平成22年に児童福祉法が改正されたことに伴い、当該法律を引用している条文の改正を漏らしていたものを、公布の日から施行し、当該法律の施行日である平成24年4月1日にさかのぼり適用させ、改正をするものでございます。

前ページにお戻りいただきまして、改正条例の第2条の改正につきまして説明をいたしますので、再度、2つ目の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。これにつきましては、先ほど改正しました児童福祉法第34条の8が附則第1項にあります法律、前ページでございますが、子ども・子育て支援法以下の法律でございます、その法律の中におきまして、第34条8第1項に改正されるために、その施行日に合わせまして改正するものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 特にないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第67号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第67号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 11 第 68 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 11、第 68 号議案、平成 25 年度神河町水道事業会計資本剰余金の処分の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 68 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成 25 年度神河町水道事業会計資本剰余金の処分の件でございます。地方公営企業法第 32 条で、剰余金の処分等の規定があり、その第 3 項で、毎事業年度生じた資本剰余金の処分は条例の定めるところにより、または議会の議決を経て行わなければならないと規定されています。その規定に基づき、平成 25 年度の水道事業会計のうち、補助金をもって取得した資産の撤去により発生する損失について、補助金を源泉とする資本剰余金をもって補填することについて議会の議決を求めるものでございます。

平成 26 年 3 月開催の第 56 回定例議会において、第 13 号議案として提案し、64 万 7,545 円で承認をいただいておりますが、平成 25 年度決算を行う中で金額に錯誤があることが判明したため、今回 41 万 6,010 円を追加して提案し、総額を 106 万 3,555 円に変更するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。詳しい内容につきまして、上下水道課長から説明しますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（橋本三千也君） 上下水道課の橋本でございます。第 68 号議案について詳細を御説明させていただきます。

町長の提案説明にもありましたが、資本剰余金の処分については毎事業年度に生じた建設改良に伴う撤去により、補助金等により取得した資産の損失に資本剰余金をもって補填することについて、条例の定めるところにより、または議会の議決を得て行わなければならないとされており、この規定により議決を求めるため、平成 26 年 3 月開催の第 56 回定例議会に提案し議決をいただきましたが、平成 25 年度決算を行う中で精査した結果、処分の金額に錯誤があることが判明しました。

錯誤の要因としては、平成 25 年度、兵庫県施行亀岩川砂防工事水路工事に伴う水道管移設に係る既設水道管の撤去等により発生したもので、撤去した構造物は亀岩川砂防水路関連水道管移設工事により、径 150 ミリの水道配水管 15 メーター、径 200 ミリの水道配水管 15 メーター、町道矢野川原水道管移設工事により、径 100 ミリの水道配水管 10.5 メーター及び猪篠水源地工事により水源取水ますを撤去したもので、各撤去分の国庫補助金相当額を算出するに当たり、建設時の単価を出し、それを撤去した

延長等に乗じた額に当該資産の国庫補助率を乗じて総額を算出しますが、建設時の単価を使用すべきところ、みなし償却後の現存価格を使用したこと、また数値の見誤りによる誤りでありました。その結果、処分額が106万3,555円となったもので、今回41万6,010円を追加提案するものでございます。

以上、詳細説明を終わらせていただきます。追加の提案となりますが、よろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 特にないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対討論の方、どうぞ。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論の方、ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第68号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第68号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第12 第69号議案

○議長（安部 重助君） 日程第12、第69号議案、平成25年度公立神崎総合病院事業会計資本剰余金の処分の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第69号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成25年度公立神崎総合病院事業会計資本剰余金の処分の件でございます。地方公営企業法第32条で剰余金の処分等の規定があり、その第3項で毎事業年度生じた資本剰余金の処分は条例の定めるところにより、または議会の議決を経て行わなければならないと規定されています。その規定に基づき、平成25年度の公立神崎総合病院事業会計のうち、欠損金の補填として補助金を源泉とする資本剰余金2,557万1,000円をもって補填することについて議会の議決を求めるものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。詳しい内容につきましては、病院総務課長から説明しますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（藤原 秀明君） 病院の藤原でございます。それでは、第69号議案の詳細説明をさせていただきます。

資本剰余金の処分につきましては、先ほど上下水道課からの説明もございましたが、みなし償却に係る資産の除却等に伴う補填を除き、資本剰余金の処分ができないことになっておりましたが、法律の改正によりまして議会の議決もしくは条例により処分をすることが可能となってまいりましたので、今回、議会の議決を求めるものでございます。みなし償却を行っております上下水道課は従前から処分がございましたが、みなし償却を行っておりません病院につきましては今回初めての処分となるところでございます。

今回上程させていただきました処分につきましては、過去において除却済みの資産に充てられた財源を処分するものでございまして、その取り扱いにつきましては欠損金の補填として利用をすることが可能ですので、このたびそれに充てさせていただいているところでございます。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 以上、提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑、特にないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対討論の方、ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論の方、ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第69号議案を採決いたします。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第69号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第13 第70号議案

○議長（安部 重助君） 日程第13、第70号議案、平成26年度神河町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第70号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

す。本議案は、平成26年度神河町一般会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の主な要因は、地方特例交付金、普通交付税、前年度繰越金、臨時財政対策債の決定による増額。財政調整基金繰入金の減額と財政調整基金積立金、公共施設維持管理基金積立金の増額。寺前区が水車発電機を設置するための補助金の増額。社会保障・税番号システムの国庫補助金とシステム改修委託料等の増額。家屋評価取り扱い要領作成委託料の増額。諸費で、予定納税の還付金、還付加算金等の返納金の増額。各種統計調査の委託費決定による増額。水痘予防接種、成人肺炎球菌予防接種の定期接種化による需用費、委託料の増額。新田、為信、峠地区の農地災害復旧に係る補助金の増額。地籍調査費の補助対象事業費の増額等による事務費の見直しによる増減。福本区福山集会所裏治山事業の補助決定によって分担金、県補助金、工事請負費の増額。町道杉線側溝の修繕のため工事請負費の増額。若者世帯向け家賃補助金の申請者が当初見込みより増加したことによる増額。空き家情報システムを導入するため委託料の増額。地域優良賃貸住宅の交付金の減額と起債の増額及び上下水道加入金の増額。非常備消防費の県大会出場費用の減額。地方教育行政の法律改正に係る例規整備委託料の増額。幼稚園教諭の産休による代替職員賃金の増額。神崎公民館の自家発電装置等の修繕費の増額。長期山村留学生の減数による使用料、参加費と食材費等の費用の減額などでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,634万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億1,324万9,000円とするものでございます。

詳細につきまして、総務課財政特命参事から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） ここで詳細説明を求めます。

総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） 総務課、太田でございます。詳細説明をいたします。

それでは、まず6ページをお願いします。第2表、地方債補正でございます。臨時財政対策債の額が決まりましたので、1,828万5,000円を増額し、限度額を3億9,978万5,000円とします。この臨時財政対策債は、地方交付税の国の財源不足分を地方に債務を起こさせ、その元利償還額を後年度の交付税に算入するものであります。地域優良賃貸住宅整備事業債は、交付金の減額を補填するため3,140万円の増額で、1億7,120万円でございます。消防施設整備事業債と消防車両整備負担金事業債は充当率の変更によりまして570万円と330万円の増額で、それぞれ3,630万円と3,000万円でございます。これらによりまして、平成26年度地方債の限度額総額は15億698万5,000円となります。

続いて、歳入歳出予算事項別明細書で説明させていただきます。9ページ、歳入をお

願います。地方特例交付金で減収補填特例交付金の住宅借入金等特別税額控除減収分が確定しまして、91万1,000円の減額でございます。

交付税も額が確定しまして、7,930万3,000円の増額の27億4,520万3,000円で、特別交付税と合わせて30億4,520万3,000円となりました。

分担金の林業費分担金は、福山集会所裏山の崩壊が県補助事業に採択されましたので、地元負担金の77万5,000円の増額でございます。

使用料、社会教育施設使用料では、長期山村留学生を当初12名で積算していましたが、4名であったため110万円の減額でございます。

国庫支出金で保育所運営費負担金4万円の増額、心身障害者福祉費負担金1万6,000円の増額、未熟児育成医療給付事業負担金13万3,000円増額は、いずれも過年度分の確定による追加交付でございます。

子育て世帯臨時特例給付金事業補助金は公務員の対象者が見込みより多かったため、309万9,000円の増額でございます。

10ページの土木費国庫補助金で、社会資本整備総合交付金の地域優良賃貸住宅は配分の減額によって3,146万4,000円の減額でございます。

総務費国庫補助金の社会保障・税番号システム整備補助金は、平成28年度1月から始まるマイナンバー制のシステム改修補助金で890万円の増額でございます。社会保障・税番号システムは、社会保障給付金や災害補償等で前年度所得の証明が必要な場合にオンラインで利用できるものでございます。

県支出金の保育所運営費負担金2万円増額と心身障害者福祉費負担金4万8,000円の増額は、いずれも過年度の確定による追加交付でございます。

医療助成費補助金につきましても、それぞれの項目について追加交付で計206万6,000円の増額でございます。

地籍調査事業補助金は、補助対象事業費の増によりまして315万円の増額で、多面的機能支払い交付金事業補助金は、農地・水交付金事業の制度変更に伴う推進事務費が増額となるもので151万1,000円の増額でございます。県単独補助治山事業補助金は福本福山集会所裏山の崩壊に対する232万6,000円の増額でございます。

総務費県委託金は、各種統計調査の交付額内示によりまして合計で9万5,000円の減額でございます。

11ページ、繰入金、財政調整基金繰入金の8,824万6,000円の減額は、当初予算と補正予算で財源不足を基金から繰入金を充てていましたが、今回補正の財源で戻して、繰入額予算をゼロ円とするものでございます。

繰越金は、前年度繰越金で1億2,348万3,000円の増額でございます。

雑入で、防災資機材等支援事業交付金は、市町振興協会からの補助金で、昨年度で終了の予定でしたが復活しまして47万7,000円の増額で、消防団員装備備品整備補助金は、消防団員等公務災害補償基金の補助金ですが、こちらは今年度は採択されませ

んでしたので99万6,000円の減額でございます。山村留学事業参加費は、参加者の減によりまして584万8,000円の減額でございます。協働のまちづくり活動支援事業補助金は、花いっぱい活動に対する補助金で、これも防災資機材と同様、終了予定が復活しましたので47万7,000円の増額で、農地中間管理業務推進業務委託金はみどり公社からの貸し付け農用地の受け付けやマッチングに対する委託金で50万円の増額でございます。

町債につきましては、第2表で説明したとおりでございます。

12ページ、歳出でございますが、議会費の議員期末手当の92万1,000円の減額は、新人議員の基準日以前の期間不足によるものでございます。

法改正システム委託料の350万円減額は、社会保障・税番号システムとして組んでおりましたが、基幹系システムがメインとなるため、下のシステム改修委託料と合わせまして、合計2,834万4,000円の増額でございます。備品購入費の326万1,000円の減額は、ウィンドウズ7対応のパソコン購入費ですが、購入台数の減と入札減によるものでございます。負担金補助及び交付金の中間サーバー利用負担金は社会保障・税番号システムで、各市町村と連携するために中間サーバー・プラットフォームが必要となり、その負担金で市町村の規模に応じて定額となっておりまして、98万1,000円の増額でございます。財産管理費の財政調整基金積立金は8,779万4,000円の増額で、公共施設維持管理基金積立金は1,440万円の増額でございます。企画費、負担金、補助及び交付金の小水力発電施設整備補助金は、寺前小学校前に水車発電機を設置するための寺前区への補助金50万円で、事業費は100万円ですが、残額は県から寺前区へ補助されます。諸費の町税過誤還付金は、法人税を予定納税されていたものが確定申告で分割基準の見直しとなり、還付金、還付加算金が発生したもので、その他については国庫、県の前年度給付負担金の確定による返還金で、合わせて649万8,000円の増額でございます。税務総務費の家屋評価事務取扱要領作成委託料162万円は、平成27年度評価がえに向けて評価の現状を整理し、固定資産評価基準との整合性の検証を行うものでございます。

13ページ、戸籍住民基本台帳費の時間外勤務手当は、マイナンバー法制度改正に係る準備作業等によるものでございます。工業統計調査費、経済センサス統計調査費、統計調査員確保対策費、全国消費実態調査費、国勢調査費は、委託費内示に伴うそれぞれの費用額の見直しに係る補正でございます。社会福祉総務費の時間外勤務手当212万円の増額は、子ども・子育て会議等、国の制度の改正や、課内での担当がえによって時間外勤務手当がふえたことによるもので、防犯灯設置費補助金は、各集落管理の防犯灯の補助要望がふえていることと、老朽化による更新についても6月から補助をすることとしたため、11万9,000円の増額でございます。

14ページ、社会福祉総務費の繰出金で国民健康保険事業特別会計繰出金55万円の増額は、人件費に係るものでございます。児童福祉総務費の子育て世帯臨時特例給付事

業補助金は、当初見積もりよりも該当者が多かったため309万9,000円の増額でございます。健康づくり対策費の需用費は、水痘予防接種、成人用肺炎球菌予防接種が10月1日に任意接種から定期接種となるため、印刷用紙等の消耗品費2万円の増額と、ワクチン購入のため医薬材料費318万7,000円増額。委託料は、医療機関への個別接種委託料81万円の増額でございます。診療所費ですが、川上、上小田診療所について、これまで薬局が出向いて薬を持参していましたが、これは薬事法違反となるため、委託している川上・上小田区にとりに行ってもらうことになり、備品購入費はファクス購入費3万5,000円と、ガソリン代実費程度を委託料に加算するため、4万2,000円の増額でございます。農業総務費は、多面的機能支払交付金事業補助金と、みどり公社委託金を人件費に充当するための財源内訳の変更で、農業振興費の報償費8万円、旅費2万円、需用費30万3,000円、役務費3万円、使用料及び賃借料5万円、それぞれ増額は農地中間管理事業により、農地の機構への集積を促進するための貸し付け農用地の受け付け、マッチングに係る事務費でございます。負担金、補助及び交付金につきましてはパイプハウス支援事業で、当初、1団体への予算を組んでいましたが、2団体から要望があったため45万円増額します。農地費の町単独土地改良事業補助金は、新田、為信、峠の農地の災害に対する補助金で195万5,000円の増額でございます。

15ページ、地籍調査費は、報償費は推進委員の調査日数の減により1万6,000円の減額、需用費は、調査用資材等に不足が生じたため152万2,000円の減額、測量委託料は、入札減によって104万4,000円の減額でございます。林業振興費は、福本区福山集会所裏の治山事業に係る事務費1万円と、工事請負費349万円でございます。土木費の道路橋梁維持費では町道杉線の側溝修繕工事で200万円の増額で、支障物件等補償費は、町道市場・貝野線の電柱移転補償費で63万円の増額でございます。住宅管理費の若者世帯向け家賃補助金は、当初見込みよりも申請が多かったため139万2,000円の増額でございます。住宅建設費の共済費は臨時職員分が未計上であったため17万8,000円の増額で、委託料は、空き家情報管理システムの導入委託料で129万6,000円の増額、上下水道加入負担金は、地域優良賃貸住宅建築に係る加入金で354万2,000円の増額でございます。常備消防費は、起債充当額の増額に係る財源内訳の変更で、非常備消防費の報償費1万3,000円、旅費13万2,000円、需用費37万7,000円。

16ページ、使用料及び賃借料の36万7,000円、一つ飛んで、負担金補助及び交付金20万円、それぞれの減額は、県消防操法大会出場費用が不要となったための減額で、備品購入費は、消防団等公務災害補償基金補助で無線機の購入を予定していましたが、採択がなかったため99万6,000円を減額とします。消防施設費は、被災充当率の引き上げによる財源内訳の変更で、災害対策費は、市町振興協会の補助金交付による財源内訳の変更でございます。教育委員会費の条例等整備支援業務委託料は、地方

教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の公布を受け、平成27年4月1日までに関係する例規を整備しなければなりません。この事務には例規に熟達した職員による膨大な作業を必要とし、市川町、福崎町の状況を踏まえ委託するもので、26万8,000円の増額でございます。幼稚園費の賃金は、産休代替職員分で134万2,000円の増額でございます。社会教育総務費は、ふるさとづくり推進事業の播磨風土記編さん1300年記念事業の内容を一部変更し、報償費と需用費を減額し、福本遺跡基本構想計画素案作成と、文化財説明案内製作設置委託料に組み替えるものでございます。公民館費は、電気設備の高圧気中開閉器と、非常用発電機ふぐあい部品交換に係る修繕工事で203万4,000円の増額でございます。社会教育施設運営費の報償費1万4,000円、需用費11万7,000円、役務費22万4,000円。

17ページ、委託料231万1,000円、使用料及び賃借料5万7,000円、それぞれ減額は、長期山村留学生が12名予定のところ4名の受け入れであったことによるものでございます。

18ページ以降に給与費明細書を添付しております。

以上で簡単ですが、説明を終わります。よろしく御審議をお願いします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

ここで質疑に入る前に、暫時休憩をいたします。再開を2時20分といたします。

午後2時04分休憩

午後2時20分再開

○議長（安部 重助君） 再開いたします。

休憩前に70号議案の提案説明が終わりましたので、これより70号議案についての質疑に入ります。質疑を受けますので、どなた様からでもどうぞ。質疑ございませんか。

山下皓司議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。6ページのほうをお願いします。今回、4件の地方債の変更があったんですが、1点目はよくわかるんですが、6、7、9について、起債に性格いうものがあるんかどうかわかりませんが、分類をちょっと説明してください。

例えば、これは合併特例債ですとかいうような、そういう意味の説明をしていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） 6、7、9のどういう起債を借り取るかということだと思います。

まず、地域優良賃貸住宅整備事業は公営住宅建設事業債でございます。100%充当ですが、家賃等の収入があるということで交付税の算入というものはございません。

それから、消防施設整備事業債でございますが、これは、上越知の貯水槽2件につき

ましては辺地整備事業債を使っております。

それから、宮野の防火貯水槽と、それから猪篠のポンプ自動車、それから貝野の積載車、これにつきましては防災対策事業債を使っております。

最後の消防車両整備負担金事業、これにつきましては姫路市消防の消防自動車の負担金でございまして、これにつきましては防災対策事業でございまして、100%充当と70%充当がございまして、一部につきましては交付税算入がございまして、一般のほうにつきましては少し交付税算入は減っております。ちょっと今はその数値はわかりません。

○議長（安部 重助君） ほかにございせんか。

三谷克巳議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。

10ページの15款県支出金の4項農林業県補助金の中で、1目の農業費補助金で、多面的機能支払交付金事業補助金ということで今回、151万1,000円の予算計上がしてありますが、先ほどの説明では、これ農地・水保全か何かの補助金やということだったと思うんですが、この補助金の目的というんですか、使い道等について再度説明をお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 地域振興課参事。

○地域振興課参事（小林 一三君） 多面的機能支払交付金というのは、昨年までは農地・水という事業名ですので、内容としては一緒ということでございまして。多面的機能の事業を推進するための推進事務費、それにつきまして国が10分の10の補助金を出すと、従前であれば2分の1の補助金が10分の10に変更になって、それらをいろんな需用費関係に充当しているという内容でございまして。以上でございまして。

○議長（安部 重助君） ほかにございせんか。特にございせんか。

ないようでございましたら質疑を終結したいと思います。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。本案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） ありがとうございます。

御異議ないものと認め、第70号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第14 第71号議案

○議長（安部 重助君） 日程第14、第71号議案、平成26年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第71号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成26年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

補正の内容は、歳入におきまして前年度繰越金886万1,000円を増額しております。

歳出では、障害児相談支援事業の開始等に伴い、職員手当、燃料費、通話料を増額、また療育相談等を行っている部屋の壁の破損によるクロスの張りかえ及び療育訓練機器の老朽、破損に伴う更新などにより159万円を増額しておりまして、これら差し引き額727万1,000円を予備費に計上いたしております。

これらにより、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ886万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,521万円とするものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。質疑ございませんか。

山下皓司議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。歳出のほうですけども、建物の修理に50万円、それから備品購入で70万円ですね、こういったことが予算化されているんですが、ちょっとよくわからないんですが、こういうような規模の修理とか、それから備品購入費は70万円というふうになっておりますが、これについては一般経常経費的な捉え方で、いわゆる運営費ですね、いうことで、受託を受けております神河町が経常的に支出をしていくものなのか、それとも、やはり臨時的というようなものですので、こういう経費については他町からも負担金をもらう、その仕組みはよくわかりませんので、その辺のことも含めて考え方を述べていただきたい。その設備の必要性というのはよく認めておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（安部 重助君） 病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（藤原 秀明君） 病院の藤原でございます。それでは、山下議員様の御質問でございますけども、この補正に伴います例えば修繕の後の扱いということになるかと思っておりますけども、これにつきましては今年度の決算をさせていただきます、今後、来年度のそれで繰越額が変わってまいりますので、来年度の負担を各町で精算させていただくというような形で、各町に負担をいただくという形になっております。以上でございます。

○議員（3番 山下 皓司君） わかりました。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

質疑ないようでしたら質疑を終結したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承願います。

日程第15 第72号議案

○議長（安部 重助君） 日程第15、第72号議案、平成26年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第72号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成26年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、平成25年度の繰越金確定によるものなどにより、3,480万5,000円を増額し、計上しております。

歳出でも、平成25年度決算額確定によるものなどを計上しております。内容としましては、時間外勤務手当55万円の増額、保険給付費のうちの退職療養費40万8,000円の増額、諸支出金のうちの平成25年度療養給付費等負担金などの確定による国庫支出金返納金327万3,000円の増額、療養給付費交付金返還金170万3,000円の増額、県支出金返納金27万5,000円の増額、今回、歳入歳出補正額の相殺額を財政調整基金積立金として2,859万6,000円の増額でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,480万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億1,737万5,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承願います。

日程第16 第73号議案

○議長（安部 重助君） 日程第16、第73号議案、平成26年度神河町後期高齢者医

療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第73号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成26年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、平成25年度決算額確定によるものなどを計上しております。内容としましては、諸収入では還付加算金9,000円の増額、繰越金では、前年度繰越金83万1,000円の増額でございます。

歳出でも、平成25年度決算額確定によるものなどを計上しております。内容としましては、前年度繰越金確定分を広域連合保険料負担金として計上すべく83万1,000円の増額、諸支出金で還付加算金9,000円の増額でございます。

これらにより、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ84万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,762万5,000円とするものです。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第17 第74号議案

○議長（安部 重助君） 日程第17、第74号議案、平成26年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第74号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成26年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でございまして、第1号補正予算以降、補正要因が生じたものについて補正をいたしております。

歳入につきましては、平成25年度決算による支払い基金交付金の増額並びに繰越金の増額補正が主なものでございます。

歳出につきましては、平成25年度決算による国・県負担金等の精算に伴う償還が主なものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ685万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,689万7,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、健康福祉課長から説明しますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（佐古 正雄君） 健康福祉課、佐古でございます。第74号議案の詳細について御説明申し上げます。

事項別明細書以下で説明をさせていただきますので、4ページをごらんください。

まず、歳入でございます。5款1項1目介護給付費交付金123万4,000円の増額でございます。これは、先ほど町長が申し上げましたように、平成25年度の事業実績に伴い、追加交付をされるということで増額しております。

次に、8款2項1目介護基金繰入金11万9,000円の減額でございます。このものにつきましては、歳入歳出の相殺をした関係上、こちらのほうで減額をいたしております。

9款繰越金573万6,000円は前年度繰越金でございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。2款1項1目介護サービス給付費等諸費11万9,000円の減額でございますが、これは先ほど歳入でも申し上げました介護基金繰入金等と同額のことを計上させていただいております。

次に、5款1項2目償還金615万4,000円の増額、これは平成25年度事業実績に伴いまして国県負担金の償還金でございます。その内訳が国庫の負担金が404万2,000円、県負担金が170万7,000円、支払い基金が40万5,000円の総額615万4,000円でございます。

7款予備費69万7,000円の増額でございます。これは介護認定審査会等に係るもので予備費に充当するというので、そちらのほうに計上をさせていただいております。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

○議長（安部 重助君） 日程第18、第75号議案、平成26年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第75号議案の提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成26年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

内容としましては、歳入では、25年度からの繰越金を495万2,000円増額して、1,434万円といたします。

歳出では、予備費を495万2,000円増加して、1,337万5,000円といたします。

これらにより、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ495万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,320万1,000円とするものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございます。質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第19 第76号議案

○議長（安部 重助君） 日程第19、第76号議案、平成26年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第76号議案の提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成26年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

歳入では、前年度繰越金433万5,000円を増額しております。

歳出では、職員の異動により人件費について75万2,000円増額しておりまして、これら差し引き額358万3,000円を予備費に計上いたしております。

これらにより、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ433万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億764万円とするものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございます。質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第 20 第 77 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 20、第 77 号議案、平成 26 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 77 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成 26 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第 2 号）でございまして、補正予算（第 1 号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、平成 25 年度決算額確定によるものを計上しております。

内容としましては、前年度繰越金 2 3 8 万 4, 0 0 0 円の増額でございます。

歳出では、歳入の前年度繰越金を予備費に 2 3 8 万 4, 0 0 0 円増額するものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 3 8 万 4, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 2 1 2 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございます。質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第 21 第 78 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 21、第 78 号議案、平成 26 年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第78号議案の提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成26年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第1号）でございます。

内容としましては、歳入では、各地区からの申請によりまして振興基金繰入金を116万2,000円増額いたします。その増額分を歳出において、地域振興費の負担金補助及び交付金として116万2,000円増額し、各地区の施設整備事業に補助いたします。

これらにより、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ116万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,203万3,000円とするものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑、特にないようでございますので、質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

○議長（安部 重助君） ここでお諮りいたします。日程の途中ですが、本日の会議はこれで延会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。

本日はこれで延会とすることに決定しました。

次の本会議は、9月3日午前9時再開いたします。

本日はこれで延会いたします。どうも御苦労さんでした。

午後2時48分延会
